

【会議資料1】

第5期戸田市地域福祉計画・
第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉
活動計画（原案）

第5期戸田市地域福祉計画

第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画

【令和5年度～令和9年度】

（原案）

やわらかに響きあう

—認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする^{まち}戸田—

年 月

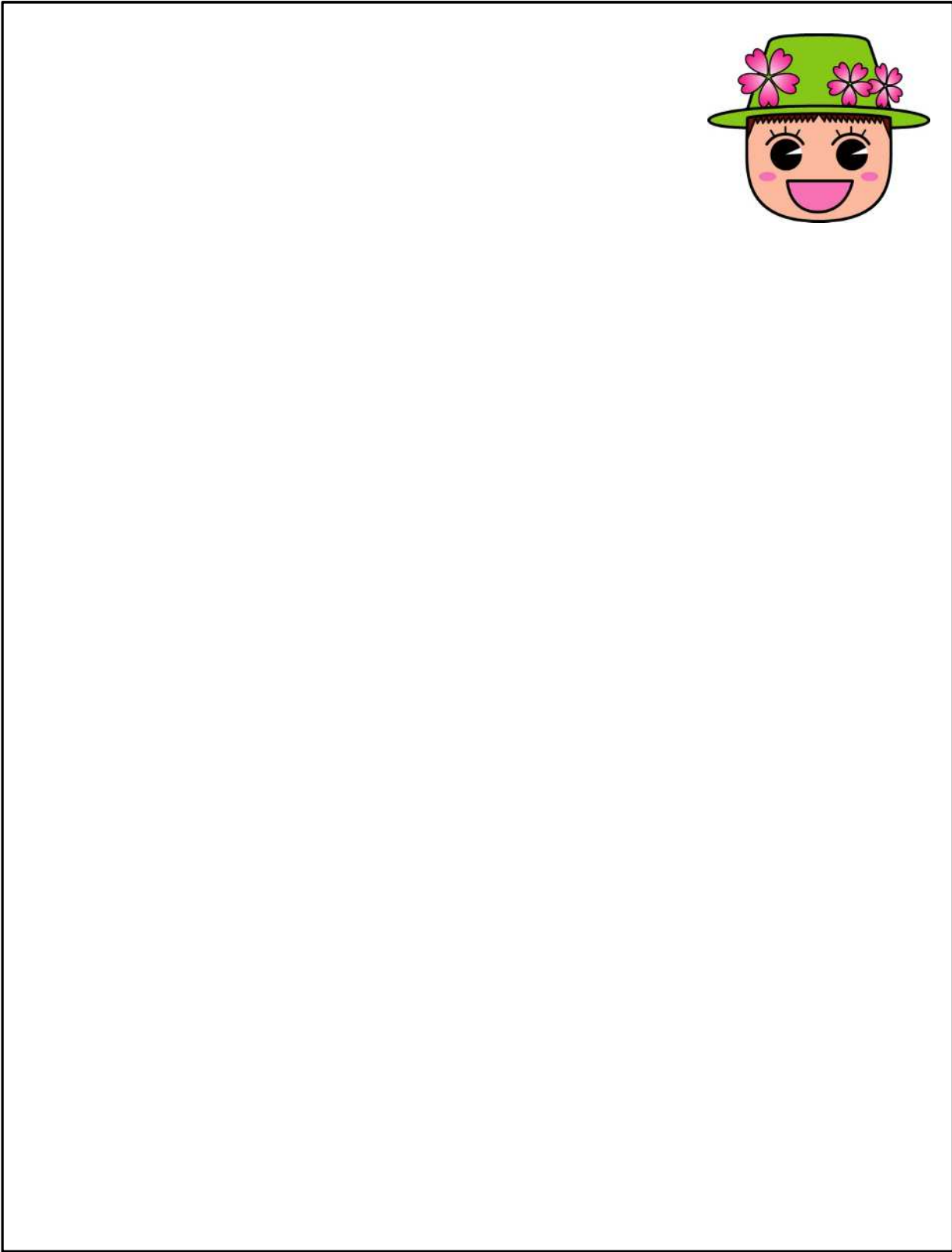
戸 田 市

社会福祉法人戸田市社会福祉協議会

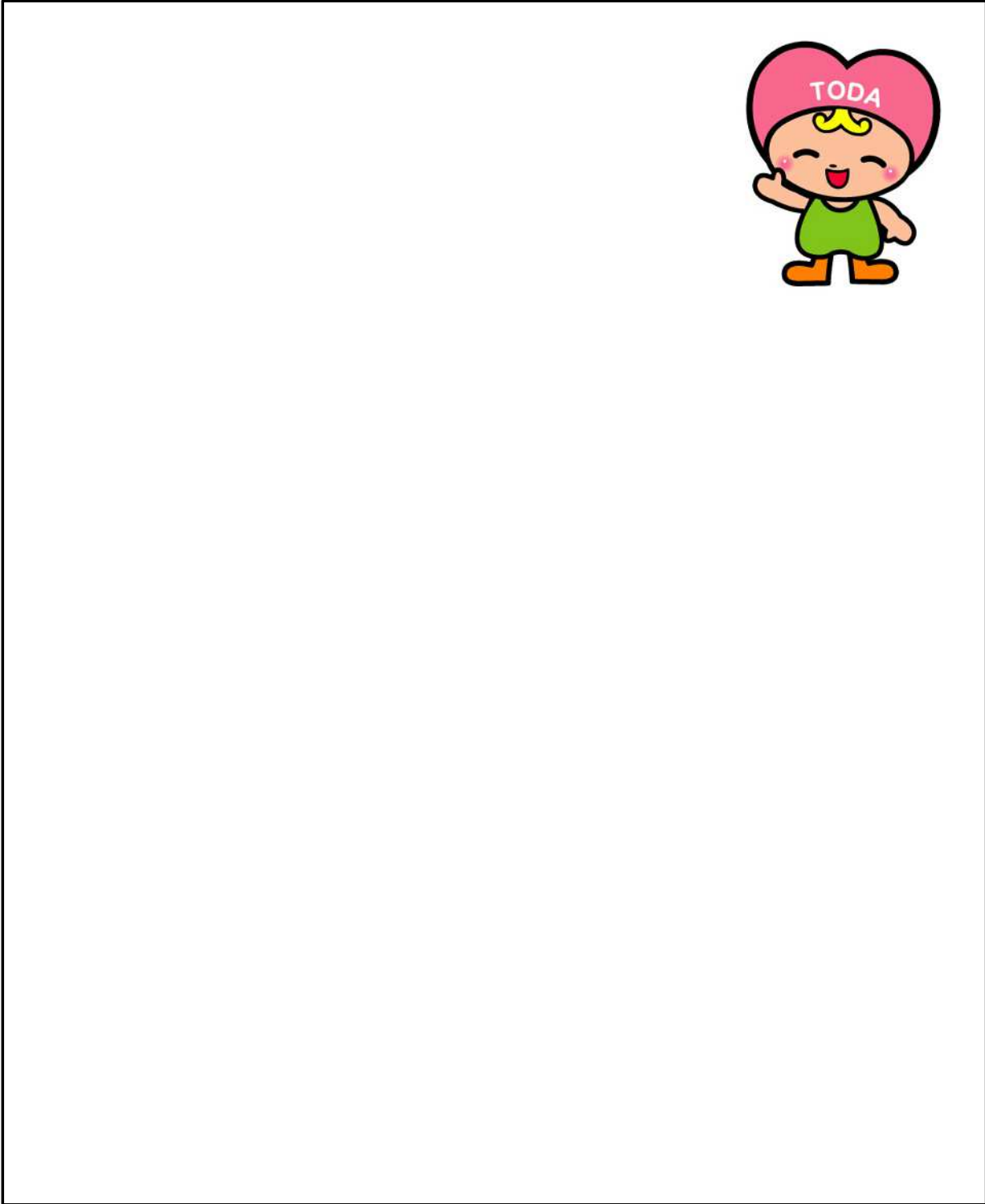




戸田市長あいさつ



社協会長あいさつ



目次

第1章 はじめに	1~5
第2章 前期計画の取組みと市の現状	6
2-1 前期計画の振り返り.....	6
2-2 統計データから見る戸田市の現状.....	12
2-3 アンケート調査結果の概要.....	15
2-4 地域福祉を取り巻く戸田市の現状.....	22
2-5 地域福祉計画における圏域の考え方.....	23
第3章 基本理念・基本施策	24
3-1 基本理念.....	24
3-2 基本施策.....	25
3-3 基本施策の展開図.....	26
第4章 施策の展開	27
4-1 基本施策1 地域で支えあう戸田づくり.....	28
地域福祉活動の担い手の確保.....	28
顔の見える関係づくりの支援.....	30
地域福祉活動の支援.....	32
4-2 基本施策2 だれもが安心できる戸田づくり.....	34
だれもが安心できる環境の充実.....	34
権利擁護の推進.....	36
情報の共有と発信の充実.....	38
4-3 基本施策3 福祉サービスの充実した戸田づくり.....	40
安定した暮らしのための支援.....	40
健やかに過ごすための仕組みづくり.....	42
相談支援体制の充実.....	44
第5章 計画の推進体制	46
5-1 計画の推進方法.....	46
5-2 進捗管理・評価体制.....	46



資料編	47
資料1 戸田市福祉施策審議会条例.....	47
資料2 社会福祉法人戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定要領.....	49
資料3 戸田市福祉施策審議会委員名簿・戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画企 画委員会委員名簿.....	51
資料4 諮問書.....	52
資料5 答申書.....	53
資料6 用語解説.....	54

- ・本文中では、「障がい」と「障害」の2種類の表記を使用しています。法律や制度に基づく名称、引用文などは「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。
- ・語句の末尾に*印のあるものは、巻末の「用語解説」で説明いたします。

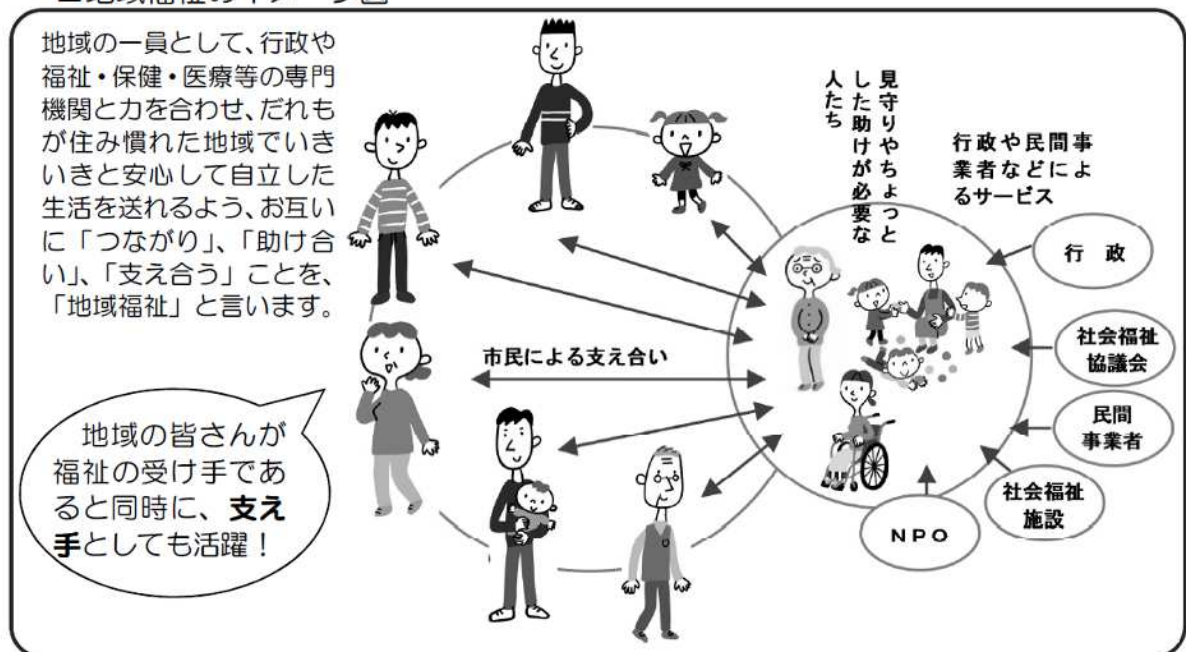


第1章 はじめに

1-1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、市民、市内で活動する団体・組織・福祉サービス事業所・行政などが、有機的なつながりを持って、お互い助け合い「顔の見える関係」をつくりながら、共に生き、支え合う社会を実現し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくための仕組みです。

■地域福祉のイメージ図



1-2 計画の位置づけ

戸田市地域福祉計画は、社会福祉法第107条を根拠とする計画として、厚生労働省が定める「地域福祉計画策定ガイドライン」に基づき「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の上位計画です。

戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

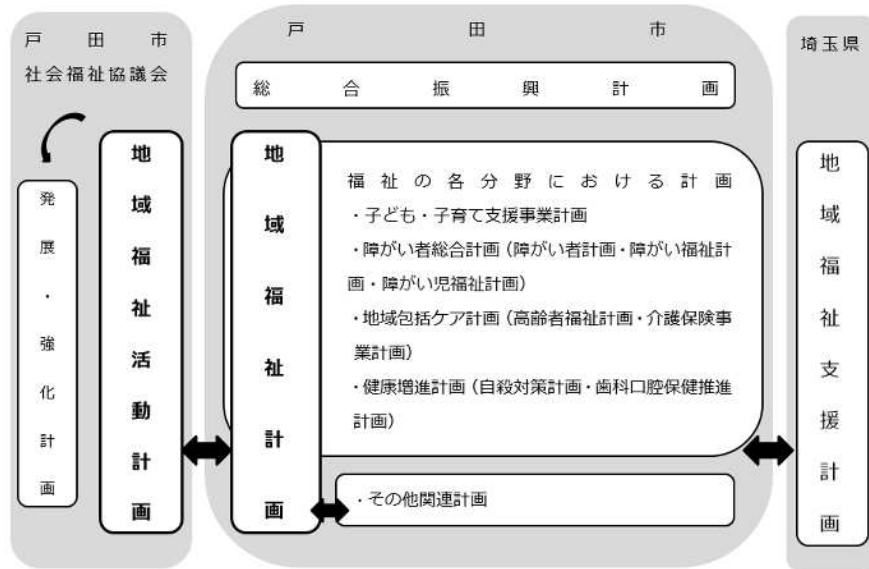
このように、地域福祉の「理念」と「仕組み」づくりに重点を置いた「地域福祉計画」と、地域福祉の「具体的な取組み」を記載した「地域福祉活動計画」は、車の両輪として相互に補完しあう計画となっており、これまで市と社会福祉協議会では、それぞれの計画を連携させることで、共に地域福祉の推進を図ってきました。

一方で、社会構造の変化などを背景として、人々が抱える福祉課題は複雑化・複合化しており、最も身近な支えあいの基盤である地域社会の役割は、これまでも増して重要となっています。



そこで、地域課題を整理し、課題解決に向け双方の役割を明確化しつつ、地域課題・地域福祉推進の方向性の共有を図るため、これまで別々に策定していた二つの計画を、第5期計画より一つの計画として、一体的に策定することといたしました。

また、本計画は市の最上位計画である総合振興計画を基盤としながら、福祉に関する各個別計画と連携、調整を図りつつ、市における地域福祉の方向性を示すものとなります。



SDGsの理念

SDGsは「我々の世界を変革する」を合言葉に、「誰一人取り残さない社会」を実現するため、経済・社会・環境に関する課題に統合的に取り組む令和12年を期限とした国際目標です。

国際的な課題だけでなく、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会*」の実現につながります。

市と社協では、SDGsの理念や目標を意識し、本計画に基づく取り組みや事業を進めることで、その達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1-3 計画の目的

「地域福祉計画」とは、その名のとおり「住んでいる地域」の「福祉」についての取り組みを定める計画です。

かつて地域では、ご近所同士の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。

そのような環境のなか、行政が行う福祉サービスは、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替するために、高齢者・障がい者・子どもなどの対象者ごとや、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実を進めてきました。分野ごとに発展してきた公的な福祉サービスですが、一方近年では、社会的孤立*やケアラー*など、縦割りの分野別支援では対応が困難なケースも表面化しています。

少子高齢化・人口減少という国全体で抱える問題を背景に、国は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、つながっていく「地域共生社会」の実現に向け社会福祉法の改正を平成 30 年 4 月に実施しました。

さらに令和 2 年 6 月における同法の改正では、「地域共生社会」の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業*」が施行されることとなりました。

戸田市においても、急激な人口の増加や住民の転出入の多さなど、地域コミュニティを維持していくうえでの課題がある一方で、災害時における助け合いや、支援につながる見守りや声がけなど、地域が担う役割の重要性は年々増しているといえます。

戸田市では、平成 30 年度から令和 4 年度を計画期間とする「第 4 期戸田市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の包括的な推進に取り組んできました。

また、戸田市社会福祉協議会では、平成 25 年 3 月に、これまでの「戸田市社会福祉協議会発展・強化計画」と「戸田市社会福祉協議会新地域福祉活動計画(第 2 期)」を統合した「戸田市社会福祉協議会運営強化計画」を策定し、平成 30 年度から令和 4 年度については、「戸田市社会福祉協議会第 2 期運営強化計画」により、地域福祉の推進に取り組んできました。

本計画は、令和 4 年度に前計画の計画期間が終了することから、国や地域の動向を踏まえ、戸田市をより暮らしやすいまちにするために、市と社会福祉協議会、住民、地域で活動する団体との協働による地域福祉の推進、住民が安心して暮らせる環境の整備や地域コミュニティの発展・創出を図るべく策定するものです。



1-4 計画の期間

本計画の期間は令和5年度から令和9年度の5か年とします。

	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)
戸田市総合振興計画	前期基本計画				後期基本計画		
戸田市地域福祉計画 戸田市地域福祉活動計画	第4期	第5期					第6期
戸田市子ども・子育て支援事業計画	第2期			第3期			
戸田市障がい者総合計画 (戸田市障がい者計画/戸田市障がい福祉計画/戸田市障がい児福祉計画)	第1期	第2期					
戸田市地域包括ケア計画 (戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)	第8期	第9期				第10期	
戸田市健康増進計画 (戸田市自殺対策計画/戸田市歯科口腔保健推進計画)	第3次		第4次				

※各分野の個別計画は、それぞれの根拠法令等に基づき、関連する計画と整合性を図り策定されています。

また、本計画は福祉分野の上位計画として分野横断的に定めた計画であり、先行する各計画の見直しの際に共通性を持たせることで、施策・事業の推進を図る役割を持っています。なお、計画は社会情勢の変化により必要に応じ見直しをすることがあります。

コラム (身近な地域活動 ～笹目川 Let's Pick Up～)

笹目川 Let's Pick Up! は、笹目川とことん活用連絡会が主催する清掃イベントです。小さな子どもから大人まで楽しくゴミ拾いすることで、笹目川環境や自分たちが住む地域をより身近に感じてもらえる機会となっています。

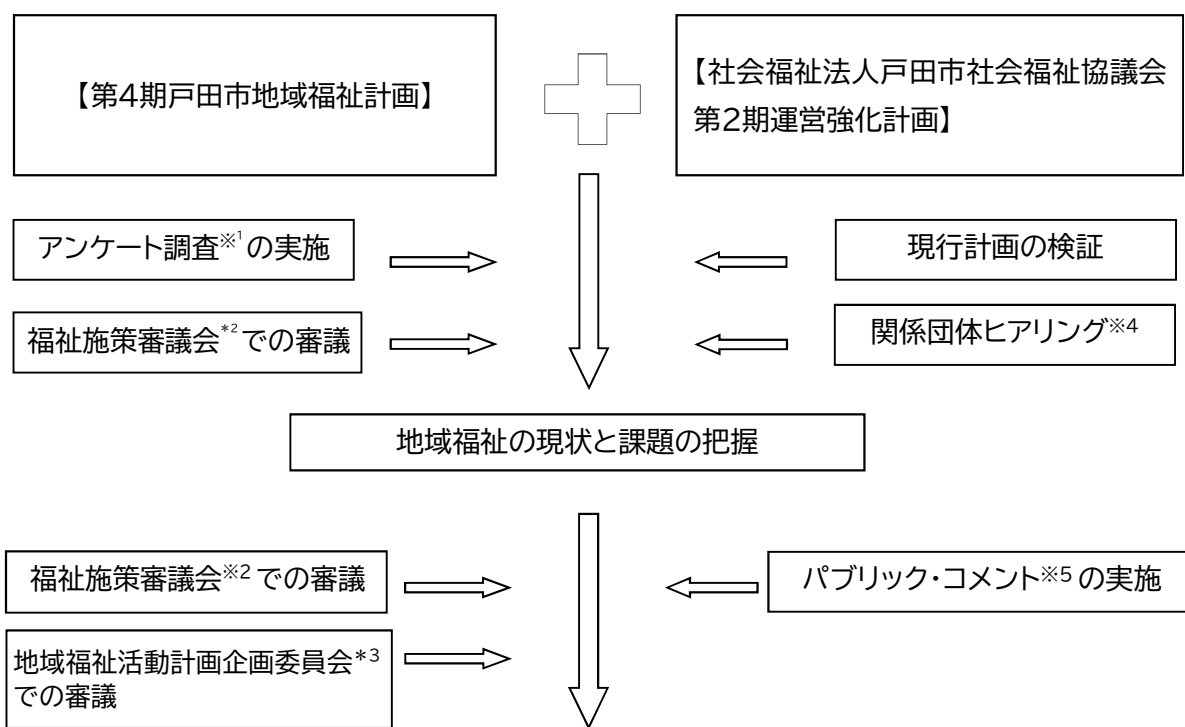


※笹目川とことん活用連絡会：笹目川のまると再生プロジェクトで整備された親水施設について、積極的な利活用や適切な維持管理の推進を目的に活動しています。笹目川沿いの町会や小中学校、関係団体、行政の協働で組織されています。



1-5 計画の策定体制

本計画は、以下の取り組みにより、各関係者等の意向を把握して策定しました。



第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画

※1 アンケート調査	社会福祉協議会協支部、ボランティア、福祉関係団体に対してアンケート調査を行い、計画策定のための基礎資料とした。
※2 福祉施策審議会	戸田市福祉施策審議会条例により、市の社会福祉に関する事項を審議。公募による市民をはじめとする計11名の委員で構成。
※3 地域福祉活動計画企画委員会	地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定するため、市の福祉施策審議会委員11名を社会福祉協議会地域福祉活動計画企画委員会の委員に委嘱した。
※4 関係団体ヒアリング	アンケート調査を行った社会福祉協議会支部、ボランティア、関係団体に対し、アンケート結果に基づき、ヒアリングを行った。
※5 パブリック・コメント*	地域福祉計画及び地域福祉活動計画の案について、広く市民に意見を求めるため実施した。 期間：令和4年11月15日～令和4年12月14日まで募集



第2章 前期計画の取組みと市の現状

2-1 前期計画の振り返り

(1) 戸田市の振り返り

平成30年度から令和4年度までの第4期戸田市地域福祉計画は、基本理念「やわらかに響きあう～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田^{まち}～」のもと、「地域共生社会の実現に向けて」を5年間のテーマとし、市民、市、社会福祉協議会の3つの主体による取組みを実施しました。

基本施策1 地域で支えあうまちづくり

【目指すすがた】 活動を担う市民の育成、身近な地域活動の促進により、地域で支えあうまちづくりを目指します	
【施策の方向性】 (1) 地域活動の担い手を掘り起こし、参加を進める (2) 市民の支えあいによる安心な地域づくり	【主な取組み】 <ul style="list-style-type: none">・ 市内3つの福祉センター、上戸田地域交流センターをはじめとした公共施設において、多世代が交流できる居場所や、地域活動拠点の提供を行いました。・ 生活支援サポーター*養成講座、精神保健福祉ボランティア入門講座*の開催を通じて、ボランティア・NPO*活動の担い手を養成しました。・ 介護予防ボランティアの育成と住民主体の高齢者通いの場である「TODA元気体操*教室」の立ち上げを支援しました。・ 保健師や民生委員・児童委員*による定期的な訪問活動を行いました。・ 関係機関と連携し、生活支援コーディネーター*の活動を促進しました。
【次期計画への引継】 コロナ禍*のなか、人と人との接触が制限され、地域福祉活動を行いにくい状況が続きました。地域福祉の更なる推進に向けて、引き続き地域福祉活動を担う市民の育成や、身近な地域活動の支援を行います。	



基本施策2 福祉サービスの充実したまちづくり

<p>【目指すすがた】</p> <p>市福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを上手に利用できる地域福祉の啓発を目指します</p>	
<p>【施策の方向性】</p> <p>(1) こども・高齢者・障がい者、全ての人が福祉サービスを安心して利用できる環境の整備</p> <p>(2) 地域包括ケアシステム*の深化・推進</p> <p>(3) 生活困窮者*への支援</p> <p>(4) 避難行動要支援者*避難支援制度の実施</p>	<p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉の困りごとに関して複合的な課題をときほぐし、市の関係部署や他の関係機関につなぐ福祉総合相談窓口*を設置しました。 ・ 妊娠届出場所を1か所に集約し、母子保健コーディネーター（保健師）が全員に面接を実施し、相談支援を行いました。 ・ 「認知症介護技術・方法についてアドバイスをできる窓口」として認知症ケア相談室*を開設し、認知症の方とその家族への相談支援体制の強化を行いました。 ・ 切れ目のない障がい児支援に向けて、各関係課と関係機関の取組や課題を共有するため担当者会議を開催するとともに、特別支援学校卒業後、円滑な障害福祉サービスへ移行できるよう、特別支援学校3年生在学の保護者に向けて、説明会を行いました。 ・ 地域コミュニティの拠点となる福祉センターを会場に、多世代交流事業を実施するとともに、地域包括支援センター*との連携事業を行いました。 ・ 地域包括支援センターと関係機関や地域が連携して支援を行う「地域ケア会議」を通じて、地域特性に応じた課題の解決を図りました。 ・ 「戸田市生活困窮者自立支援事業庁内連絡会議」や「戸田市生活困窮者自立支援事業支援調整会議」において関係機関と連携し、生活困窮者の早期把握に努めました。 ・ 「生活自立相談センター*」において、庁内関係各課と連携・調整を図りながら生活困窮者に対する包括的な支援*を行いました。 ・ 戸田市避難行動要支援者避難支援制度*の周知を行うとともに、関係機関に「個別計画」を提供し、有事に備えました。
<p>【次期計画への引継】</p> <p>様々な生活上の問題を抱える方に適切な支援を届けることができるよう、引き続き関係機関等との連携を強化し、相談者一人ひとりに寄り添った支援を実施していきます。</p>	



基本施策3 戸田市社会福祉協議会の体制の強化

【目指すすがた】 社会福祉協議会と連携し、地域福祉の推進を目指します	
【施策の方向性】 (1) 社会福祉協議会の体制強化 (2) ボランティア(NPO)等の市民活動支援 (3) 社会福祉法人*への支援体制の充実	【主な取り組み】 ・ 社会福祉協議会の活動と連携し、地域福祉活動を推進するため、戸田市社会福祉協議会第2期運営・強化計画による進捗管理を図りました。
【次期計画への引継】 これまで別々に策定していた戸田市地域福祉計画と戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体化し、一つの計画とすることで、地域福祉活動の方向性の一層の共有化を図っていきます。	

第4期地域福祉計画の取組指標における達成状況

主体先	目標	指標	当初	最終年度
市民	地域活動への参画 支えあいによる地域づくり	地域活動やボランティアに参加した人 ※「市民意識調査」中、「地域活動やボランティア活動への参加」の「参加したことがない」比率を100%から引く	42% ※平成30年度市民意識調査	33% ※令和3年度市民意識調査
行政	総合的な相談支援体制	総合的な相談支援体制の確立	令和2年度に福祉総合相談窓口を開設 新規相談者数:54名	新規相談者数:121名 ※令和3年度
社協	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会運営強化計画による進捗管理	—	

(2) 戸田市社会福祉協議会の振り返り

戸田市社会福祉協議会では、本計画の策定に向けて、現行の「第2期運営強化計画」の進捗状況の確認、評価を行いました。その内容を踏まえて、次の表で成果と課題を記載します。



取り組み方針Ⅰ 地域で活躍する人の育成と仲間づくり

取り組み内容	5年間の実績
1 地域で活動する人材の育成	
(1) 課題に応じた目的型ボランティアの育成 (2) 戸田市社会福祉協議会支部とボランティアの連携 (3) 社会福祉法人、NPO、企業、学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに、目的別の生活支援サポーター養成講座や福祉学習ボランティア養成講座などを実施した。 ・社会福祉協議会支部と登録ボランティアの連携ができるよう、交流会や互いの情報共有の場を設けた(オンラインも活用)。ホームページ上で登録団体の閲覧ができるよう整備した。 ・生活支援コーディネーターと連携し、生活支援体制整備事業や一般介護予防事業において、薬剤師会、医師会、南部保健所等とそれぞれの役割を確認し、協力体制を築いた。 ・市内の社会福祉法人に呼掛け、地域貢献に向けた連絡会の準備会を開催した。
2 社会福祉協議会支部活動への支援の充実	
(1) 社会福祉協議会支部活動における相談機能の充実 (2) 社会福祉協議会支部活動活性化事業の新たなメニューの提案 (3) 戸田市社会福祉協議会支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会支部活動の担当職員を3名から5名に体制を強化し、保健師等専門職にも協力を得た。 ・新たな社会福祉協議会支部活動のメニューとして、ボッチャ*や公式輪投げの備品購入、体験会を実施した。 ・引き続き、社協だよりやホームページ、全戸配布チラシで周知を行った。
3 住民参加の促進と連携	
(1) ボランティア・地域活動参加へのきっかけづくり (2) 地域活動への参加を促す取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ボランティアだよりにおいて、団体の活動情報、講座案内などを魅力あるものに工夫して、発信した。 ・戸田ふるさと祭りや健康福祉まつりにおいて、ボランティア相談会や高齢者疑似体験コーナーを設けた。 ・コロナ禍においても、感染予防対策の下、ボランティアセミナーの実施に努めた。 ・Twitter*等のウェブメディアの活用を検討した。
<p><成果> ボランティアには関心があるが行動には至っていない人達に対して、目的を絞った養成講座を立ち上げたり、地域の職能団体や専門職と結びつくことで、さらに質の高い活動を目指した。しかし、計画期中盤以降新型コロナウイルスの感染拡大により、自主的な市民活動の大半が中止を余儀なくされた。その中では、新たに社会福祉法人が相互に事業の理解を深め、地域貢献への合意が得られたことは意義がある。</p>	
<p><課題> ボランティア等の活動から離れた人たち、また若い世代などこれまで関心のなかった人たちへの働きかけを SNS*の活用等工夫し、きっかけづくりを多彩に展開する必要がある。また、社会福祉協議会や支部活動のアピールを積極的に行い、同時に地域で暮らし活動する方々のニーズを的確に把握する必要がある。</p>	



取り組み方針2 地域における生活課題への取り組み

取り組み内容	5年間の実績
1 相談情報提供の充実	
(1) 不安や悩みを身近で相談できる体制づくり (2) 情報を広く伝えるための提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から、コミュニティソーシャルワーカー*を専任で1名、地区ごとに5名配置し、個別支援の体制を充実した。 ・子どもや高齢者の見守りや安全確保のため、管轄の警察署と協定を結んだ。 ・ホームページリニューアルプロジェクトを実施し、ホームページを閲覧しやすいよう配置を工夫した。また、トップページはスマートフォンで対応できるようにした。
2 多様な主体と連携した支援体制の構築	
(1) 日常生活の支え合い・助け合いの充実 (2) 生活困窮者への対応 (3) 協議体等の話し合いの場の設置に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出しや買い物等の簡易な手伝いを行う、生活支援サポーターを養成する講座を継続的に実施し、洗濯や通院の支援ボランティアにつながった。 ・ボランティアセミナー修了者に対して、継続活動のための組織化を支援し、ボランティア団体が立ち上がった。 ・コロナ禍で特例貸付の膨大な申請に対応する中で、住宅確保給付金*などの他のサービスにもつながるよう、他機関との連携を深めた。 ・歳末たすけあい募金を財源に、コロナ禍の影響を受けて収入が減少した世帯に対し食糧支援を行った。
3 権利擁護等に関する行政との連携	
(1) 権利擁護の推進 (2) 市民参加による権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に、法人後見*を開始した。令和4年度には初めての受任に向けて、運営委員会で審議を行った。 ・成年後見制度*への理解を深めるため、ホームページや社協だよりで成年後見制度の周知を行うほか、市民向けのセミナーを実施した。
<p><成果> 高齢化が進む中で、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターの配置は地域の多様な機関とつながるきっかけともなり、地域や人へのきめ細やかな支援が可能となった。また、地域で長く暮らし続ける基盤となる法人後見事業の開始は市民の安心につながった。</p> <p>コロナ禍において生活に困窮した世帯が貸付を利用することで、有効な支援への橋渡しができた。</p>	
<p><課題> 支援を必要とする人々が活用できる社会資源やその役割を知り、迅速に利用できるよう情報発信の量や方法を検討する必要がある。そして、その具体的な支援の内容についてもフィードバックを行い、結果を検証し、質を向上させる仕組みが重要である。</p> <p>支え合い・助け合い活動の再開の時期や方法も、情勢や個々の心情に配慮して進める必要がある。</p>	



取り組み方針3 戸田市社会福祉協議会の体制の強化

取り組み内容	5年間の実績
1 経営管理の強化	
(1) 戸田市社会福祉協議会の活動理解者を増やすための取り組み (2) 効率的な事務局体制の整備と改善 (3) 戸田市との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会のパンフレットを毎年度作成し、様々な機会を捉えて配布した。 ・福祉団体等に対する助成事業の見直しを行った。 ・市担当課と定例会議や担当者会議において、意見交換を行い、相互理解と方向性の確認に努めた。
2 地域づくりに向けた人材確保・育成	
(1) 適正人員と必要な人材の確保 (2) 職員の意識改革と質の向上 (3) 職員の情報共有の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な事業運営のため、手話通訳や主任ケアマネジャーなど、資格保持者2名の採用を行った。 ・職員の意識改革、質の向上を目指し、市内社会福祉法人との連携した研修なども見据えて、社会福祉法人連絡会の設立準備を行った。 ・定例の会議を行うとともに、ラインワークス*の試験導入を行い、情報共有の促進を図った。
3 活動財源の確保	
(1) 財源確保への取り組みの充実 (2) 適正な予算編成と配分 (3) 費用対効果の検証による効率的な事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の民有地等への設置場所の新規開拓を行い、売り上げの中から寄付により財源を獲得した。 ・財政状況について共通認識を持つため、予算編成のための説明会を行い、適切な予算案作成に努めた。 ・全事業について、事務事業の評価を行った。
4 災害ボランティア体制の整備	
(1) 災害に備えての行政との連携 (2) 災害ボランティアセンター*の設置訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月に、市と災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結した。 ・災害ボランティアセンターの設置及び立ち上げ訓練を実施した。コロナ禍では机上訓練とした。
<p><成果>地域福祉を推進する主体としての社会福祉協議会を、安定的に運営・発展させていくために、必要な人材を確保し育成した。事務事業の妥当性や適正な予算編成のための方策も積極的に取り入れ、より客観的な評価が可能となった。組織の課題については、市とも協議を行い、理解を得るとともに、新たに災害時の協力について協定を結んだ。</p>	
<p><課題> コロナ禍が長期化する中で、地域のニーズの変化に合わせた組織編成や人材育成、予算配分を行う必要がある。そのためにも、多様な地域の声を受け止め、市や関係団体との連携を一層充実していく。</p>	

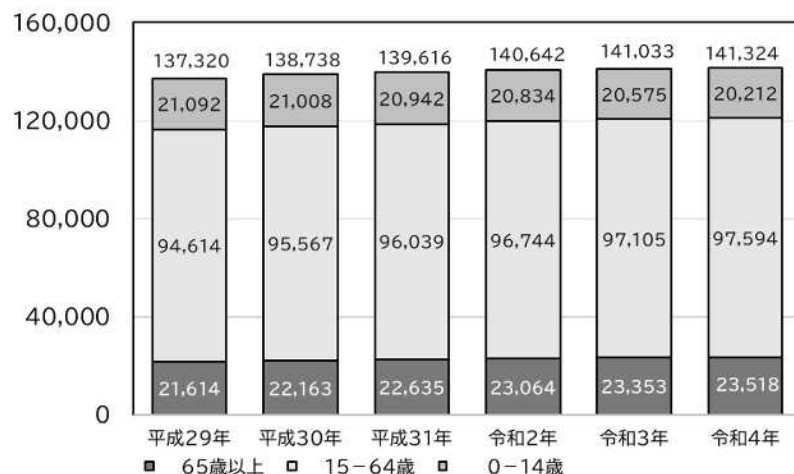


2-2 統計データから見る戸田市の現状

- 総人口・年齢3区分別人口の推移（資料：統計とだ 各年1月1日現在）
- 人口動態の推移（資料：統計とだ・市民課住民異動月報）
- 外国人住民の人数、世帯数の推移（資料：統計とだ 各年1月1日現在）
- 高齢者のみ世帯数の推移（資料：健康福祉部基礎数値資料 各年4月1日現在）
- 生活保護世帯と保護率の推移（資料：健康福祉部基礎数値資料 各年3月31日現在）
- 障害者手帳所持者の推移（資料：統計とだ・障害福祉課）
- 出生数、出生率の推移（資料：埼玉県総務部統計課 各年1月1日現在）

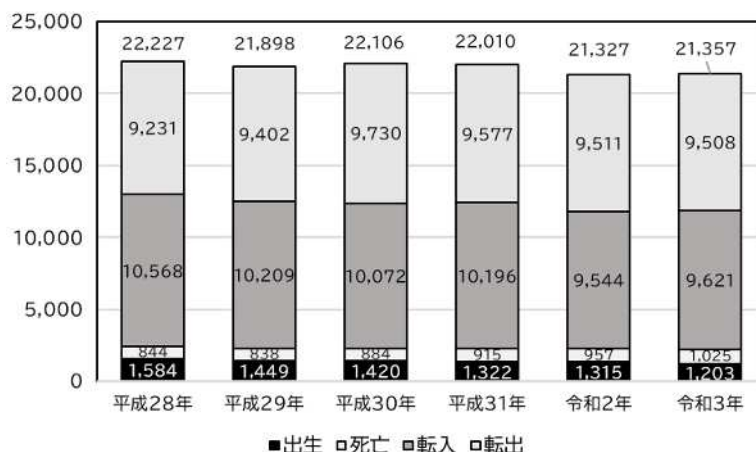
総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、平成29年から令和4年まで一貫して増加しています。年齢別3区分では、0～14歳は減少傾向ですが15～64歳は1.03倍、65歳以上は1.08倍の増加となっており、緩やかに高齢化が進んでいます。



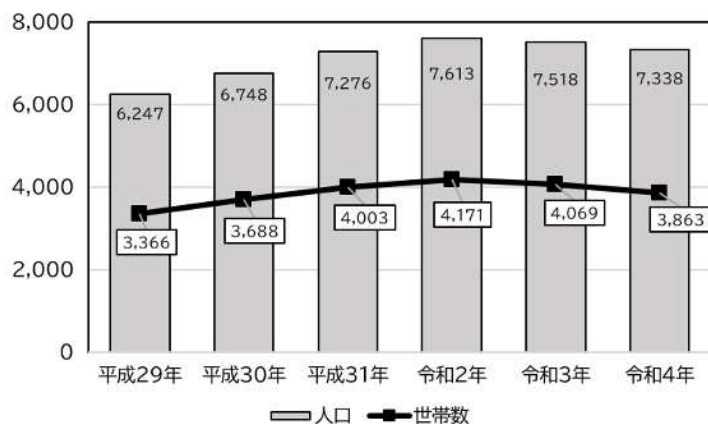
人口動態の推移

人口動態の推移をみると、平成28年から令和3年まで一貫して転出数よりも転入数が上回っています。また、人口のおよそ一割が移動する転出入の多いまちです。



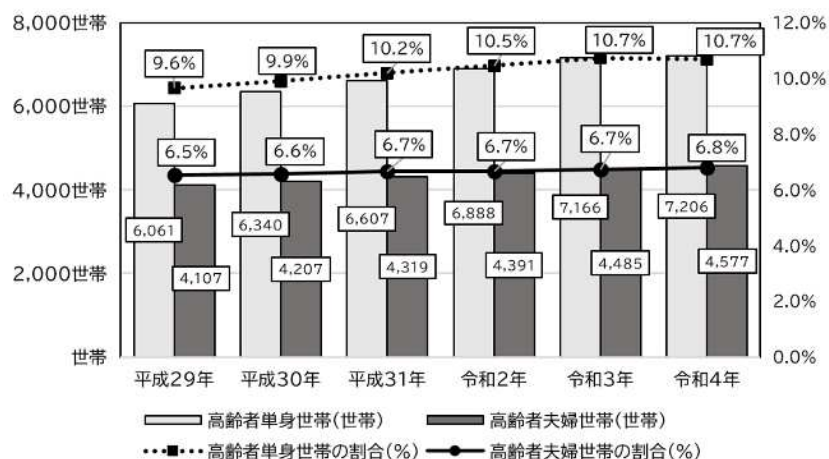
外国人住民の人数、世帯数の推移

外国人住民の人数、世帯数は、平成29年から令和2年にまで増加が続いていましたが、令和2年以降はコロナ禍の影響もあり微減となっています。また、令和4年の総人口のうち、およそ5%が外国人住民です。



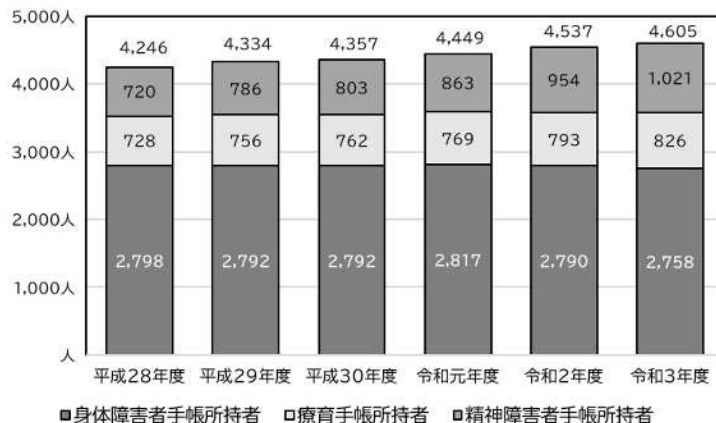
高齢者のみ世帯数の推移

高齢者のみの世帯は、平成29年から令和4年にかけて、一貫して増加しています。また、令和4年度時点で、高齢者のみの単身世帯は7,206世帯、高齢者夫婦世帯は4,577世帯で、全世帯のおよそ17%が高齢者のみの世帯となります。



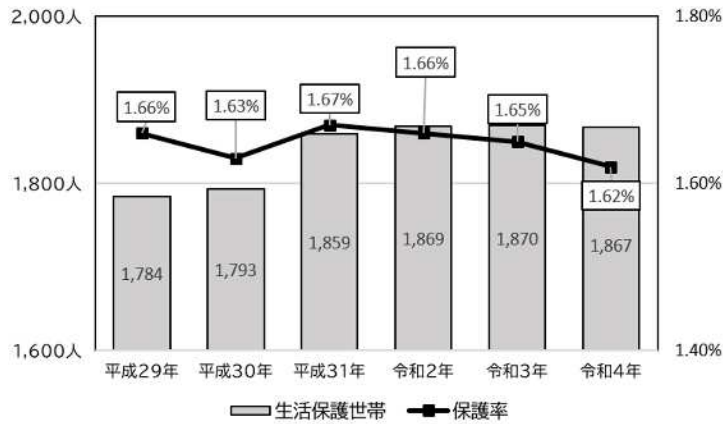
障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は、平成28年度から令和3年度にかけて、一貫して増加しています。また、令和3年度時点の手帳の種別ごとの割合では、身体障害者手帳保持者が全体の約60%、療育手帳所持者が約18%、精神障害者手帳所持者が約22%となっています。



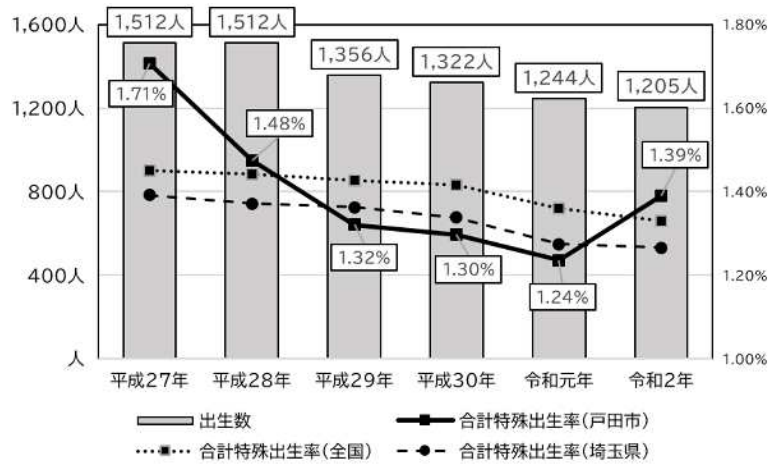
生活保護世帯と保護率の推移

生活保護世帯は、平成31年にやや増加してから令和4年度まで大きな変化はありません。また、保護率もわずかな増減を繰り返しながら、約1.6%を維持しています。



出生数、出生率の推移

出生数は平成28年をピークに減少しており、合計特殊出生率も平成27年より下降し、平成29年度からは1.3%前後を維持しています。



コラム (こどもの居場所)

こども家庭支援室確認中

こどもの居場所とは、「家でも学校でもなく居場所と思えるような場所」のことです。NPO法人やボランティア団体等が子供に対し、無料又は低額で食事を提供する「こども食堂」、学習を支援する「学習支援教室」、遊びの場を提供する「プレーパーク」などの「こどもの居場所づくり」があり、戸田市でも活動が広がっています。



※(例)フードドライブ: 家庭で余っている食べ物や賞味期限が近づいた食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体などに寄付する活動です。配付の際に、子供や保護者から困りごとを聞き取り、必要に応じて行政や関係機関などにつなげる「地域のセーフティ・ネット」としての役割も果たしています。



2-3 アンケート調査結果の概要

計画の策定にあたり、社会福祉協議会支部、登録ボランティア(団体・個人)、市内福祉関係団体に対し、アンケート調査を実施しました。また、アンケート調査を行った団体に対して、ヒアリング調査を行いました。調査の結果について抜粋したものを掲載します。

なお、アンケート調査の詳細は、戸田市社会福祉協議会のホームページにて公開しています。

(1) 地域福祉に関する社協支部アンケート

対象者	調査時期	配布・回収方法	通知数	回収数	回収率
市内社協支部	令和3年12月	郵送による発送・回収	47通	46通	97.8%

(2) 地域福祉に関するボランティア団体アンケート

対象者	調査時期	配布・回収方法	通知数	回収数	回収率
社協登録ボランティア団体	令和3年12月	郵送による発送・回収	45通	33通	73.3%

(3) 地域福祉に関するボランティア個人アンケート

対象者	調査時期	配布・回収方法	通知数	回収数	回収率
社協登録ボランティア個人	令和3年12月	郵送による発送・回収	41通	32通	78.0%

(4) 地域福祉に関する福祉関係団体アンケート

対象者	調査時期	配布・回収方法	通知数	回収数	回収率
市内福祉関係団体	令和3年12月	郵送による発送・回収	45通	25通	55.5%

(5) 関係団体ヒアリング

対象者	調査時期	調査方法
市内社協支部 社協登録ボランティア団体、個人 市内福祉関係団体	令和3年12月	アンケート結果に基づき、 電話でヒアリング

*集計・分析にあたって

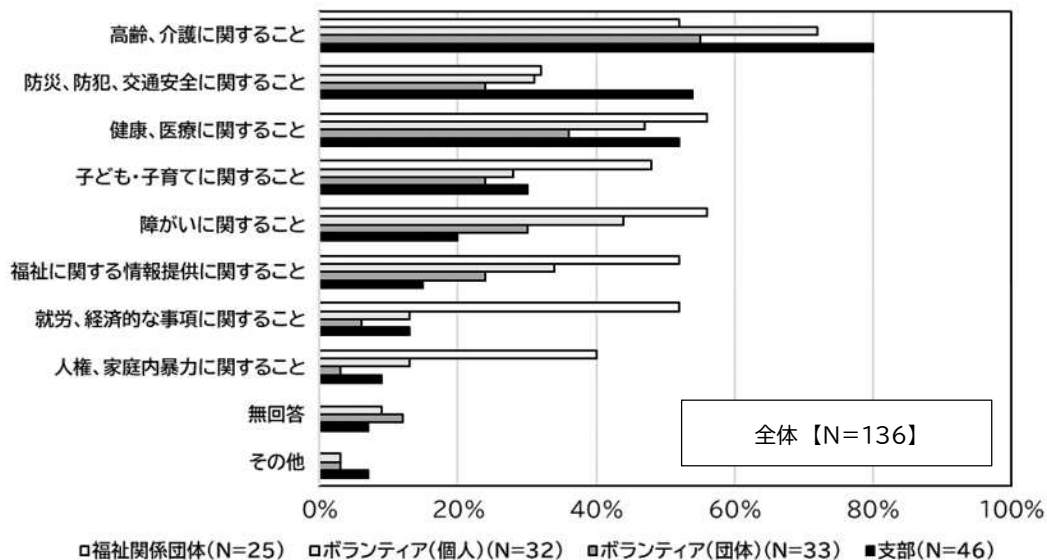
- ・ 図表中のN(N=自然数)は集計母数を表しています。
- ・ 原則として、図表の単位は%としています。
- ・ 回答割合(%)は質問回答者数を母数としています。そのため複数回答の場合は、選択肢ごとの回答割合を合計すると100%を超えることがあります。



1.地域や生活の困りごとについて、耳にすることはどのようなことですか(あてはまるものすべてに○)

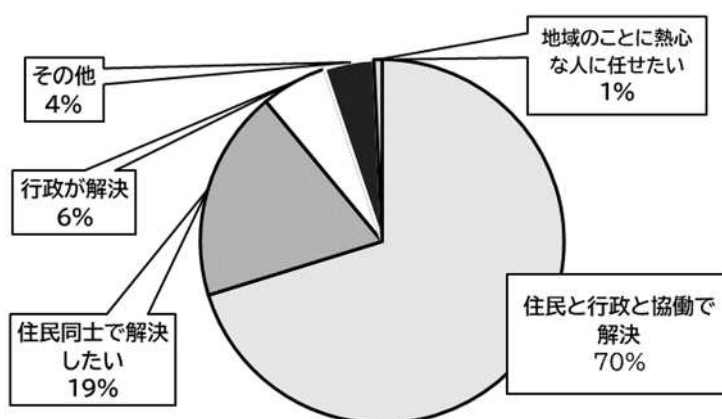
全体では「高齢・介護に関すること」が最も高く、次いで「健康・医療に関すること」となっています。属性別にみると、支部では「防災、防犯、交通安全に関すること」が他の属性に比べ高くなっています。

また、福祉関係団体は他の属性では回答が少ない「就労、経済的な事項に関すること」「人権、家庭内暴力に関すること」に多く回答があがっています。



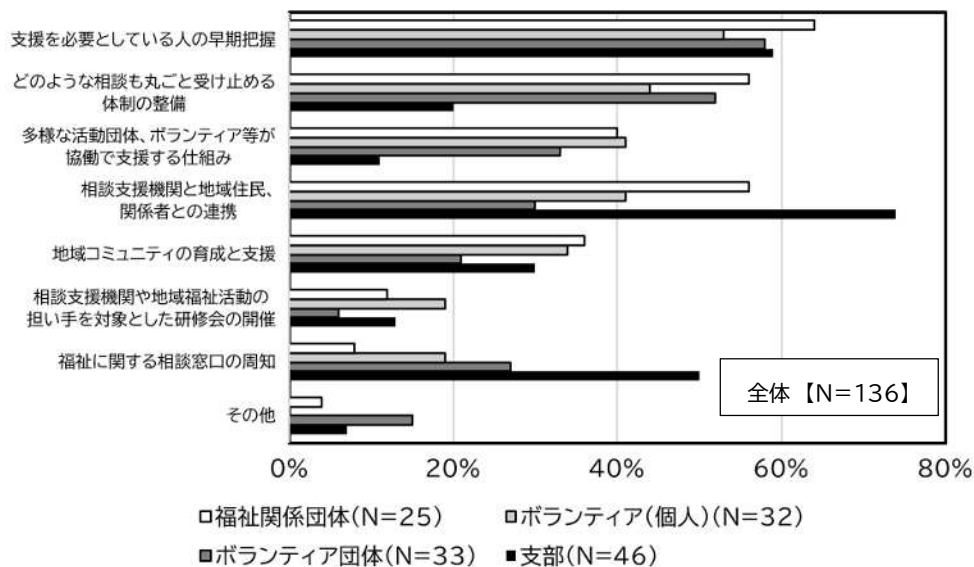
2.日常生活で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか(○は1つ)

「住民と行政の協働」が70%と最も高く、次いで「住民同士で解決したい」が19%、「行政が解決」が6%となっています。



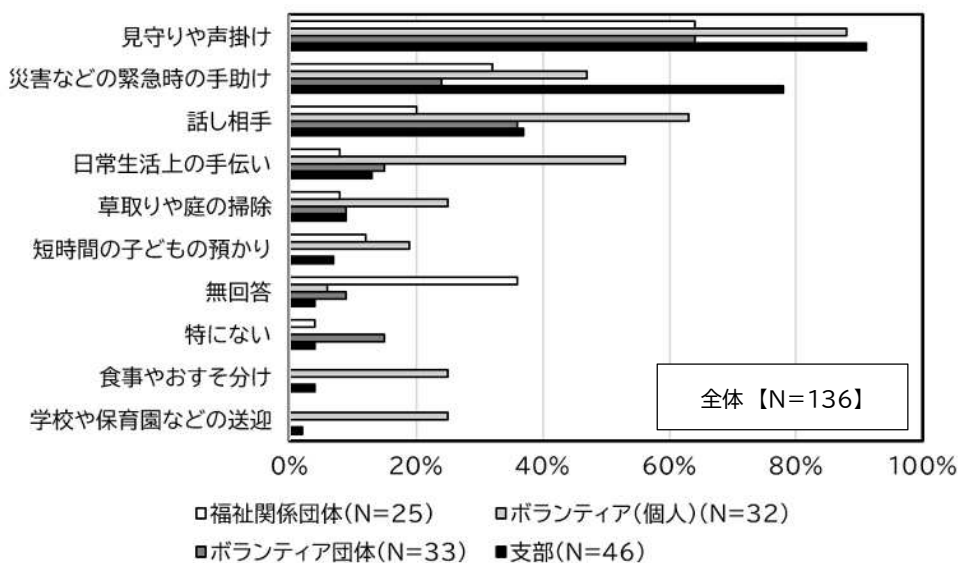
3.一つの相談支援機関だけでは解決できない人や、制度の狭間にある人を支援につなげるためには、どのような仕組みづくりが必要だと思いますか(〇は3つまで)

全体では「支援を必要としている人の早期把握」が最も高く、次いで「どのような相談も丸ごと受け止める体制の整備」、「多様な活動団体、ボランティア等が協働で支援する仕組み」となっています。属性別にみると、支部では「相談支援機関と地域住民、関係者との連携」と「福祉に関する相談窓口の周知」が他の属性に比べ高くなっています。



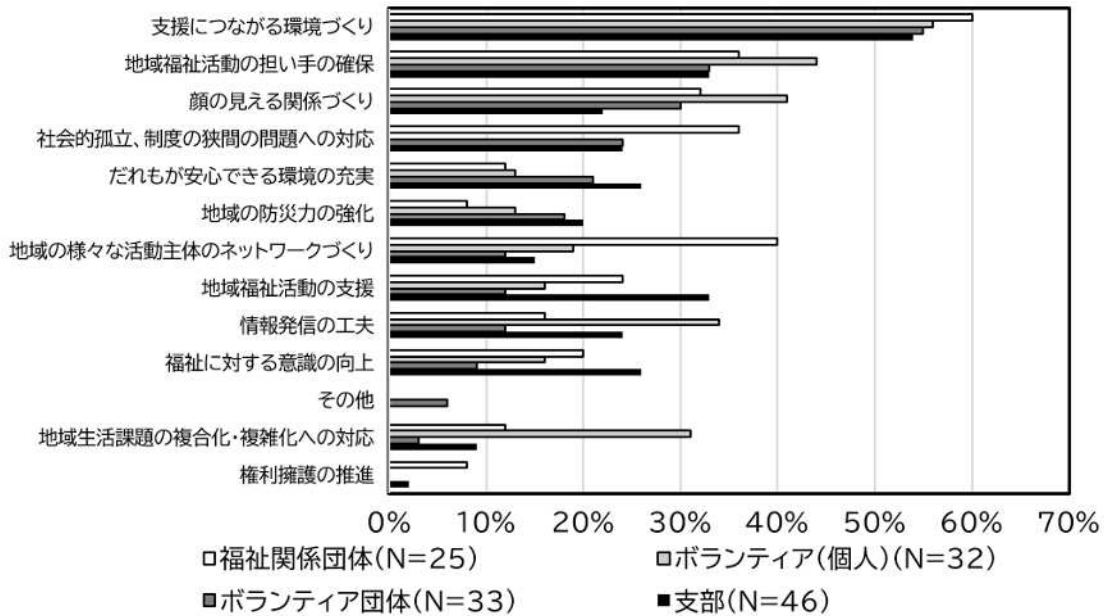
4.お住いの地域で、日常生活をおくるうえで心配な方や、困っている方がいたら、できることは何ですか(あてはまるものすべてに〇)

全体では「見守りや声掛け」が最も高く、次いで「災害など緊急時の手助け」、「話し相手」となっています。属性別にみると、支部では「災害などの緊急時の手助け」が他の属性に比べ高くなっています。また、ボランティア個人では「日常生活上の手伝い」が他の属性に比較し多く回答があがっています。



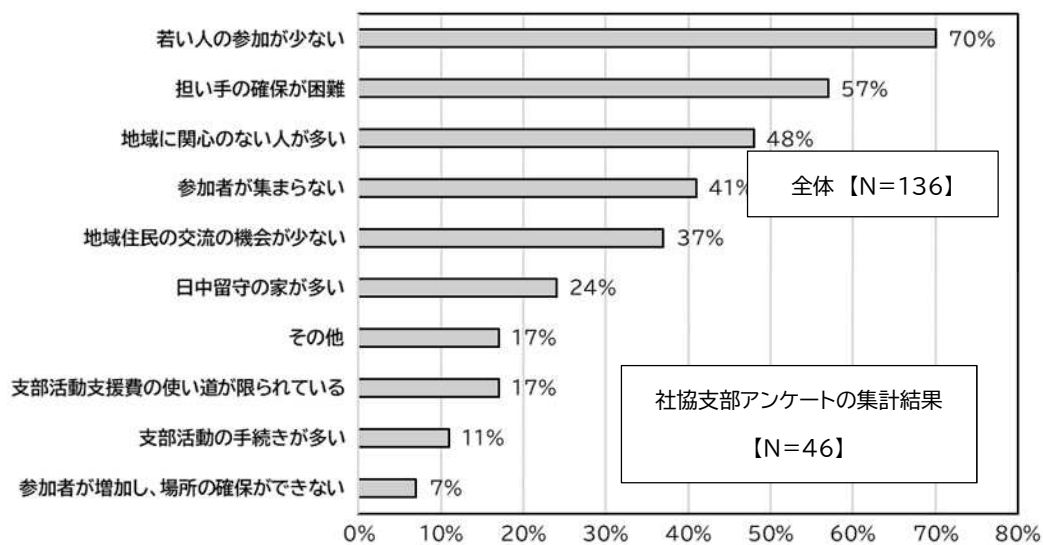
5. 誰もが住みやすいまちづくりを推進していくにあたり、市や社会福祉協議会ではどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか（〇は3つまで）

全体では「支援につながる環境づくり」が最も高く、次いで「地域福祉活動の担い手の確保」、「顔の見える関係づくり」となっています。属性別にみると、福祉関係団体では「地域の様々な活動主体のネットワークづくり」、ボランティア団体では「地域生活課題の複合化・複雑化への対応」が他の属性に比べ高くなっています。



6. 「今後、支部活動を実施する際の課題はなんですか。」（あてはまるものすべてに〇）

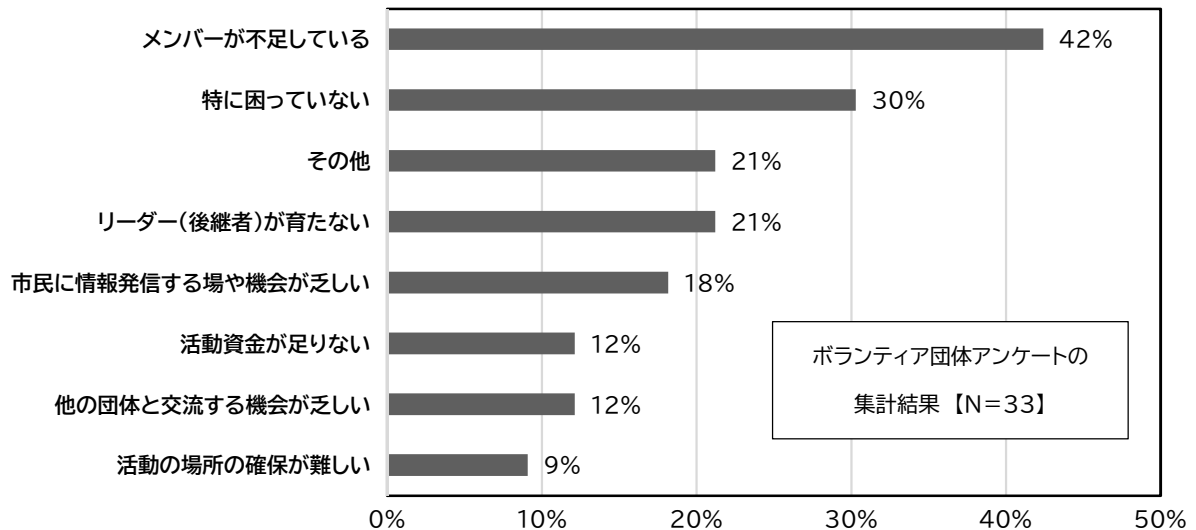
「若い人の参加が少ない」が70%と一番多く、次いで「担い手の確保が困難である」、「地域に関心のない人が多い」が3番目となりました。



7. 「貴団体が活動を行う上で困っていることはどのようなことですか。」

【ボランティア団体アンケートの集計結果】

「メンバーが不足している」、「リーダー（後継者）が育たない」や「市民に情報発信する場や機会が乏しい」と回答した団体が多かったですが、「特に困ったことはない」と答えた団体もありました。



8. 「最近、地域で気になる課題がありますか。」

【福祉関係団体アンケートの集計結果】

自由記述回答の抜粋となりますが、コロナ禍での閉じこもり等の要因により生じている様々な問題について、多数の意見がありました。

高齢・介護 (認知症、見守り)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でインフォーマル*な活動場所が減少している。 ・コロナ禍による閉じこもり等の要因により、介護に関する相談が増えているが、介護に係る社会資源が乏しい。
健康・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で外出の頻度が減り、人との交流が減ったことで、高齢者の心身機能が低下している。
居場所・孤立	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での交流機会、活動場所が激減。 ・コロナ禍で孤立する高齢者が増えた。集いの場がどんどん再開してきているので、案内をする必要性を感じている。 ・コロナ禍で活動の場がなくなり、外出の頻度が減った。人との交流も少なくなった。
地域活動・ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での交流機会、活動場所が激減。 ・コロナ禍でイベントが開催やボランティアの受入ができない。 ・コロナの影響によりボランティアの受入もできなくなった。



ヒアリング結果

地域福祉に関するアンケートを行った社協支部、社協登録ボランティア（団体・個人）、福祉関係団体を対象にヒアリングを実施しました。主な意見は下記のとおりです。

対象団体		アンケート結果に基づくヒアリング内容	意見
1	福祉関係団体 (障がい・児童)	ヤングケアラーの問題が顕在化しているか、そういった方がいるのか、またどのような支援が考えられるか。	両親が外国人で、日本語が得意な小学生のこともに役所の手続きをさせているという事例を聞いた。ケアラーの本人は親に捨てられたくない、自分から言い出すことはできないと思う。ケアラーからではなく、問題を抱えている方の相談を受けている機関を見つけ出し、適切な支援に結び付ける必要があると思う。
2	福祉関係団体 (高齢)	ゴミ出しが難しくなっている高齢者が増えているとのことだが、具体的にどのような支援をしたらよいか。	ゴミ出しだけでヘルパーが入るのも難しく、また、時間帯も朝なので、ゴミ出しを行ってくれる隣近所の方がいると良い。
3	福祉関係団体 (障がい)	高齢者、障がい者問わず、ふらっと立ち寄れる集いの場があるとよいと記載しているが、具体的にどのような集いの場があるか、と考えるか。	単身の障がい者や高齢者が気軽に立ち寄れる場所が必要と考える。デイサービスなどの制度のように決まった形ではなく、無理せず過ごせ、音楽を聴いたり、誰かがいて話することができる、そんな居場所があるのではないか。
4	ボランティア団体	メンバー不足とあるが、どのようなことをしたらメンバーが増やせると思うか。	もっと若い人がボランティアに参加してほしいと考えている。
5	ボランティア団体	ボランティアセンターからの情報提供について、あまり十分ではない、行政、団体からの情報に偏り過ぎてつまらないとのことだが、どのような情報を求めているか。	ボランティアセンターからの情報提供があまり十分でないと感じている。講座等の行政や社協からの情報が多いと感じる。新しいボランティア団体や新しい方がどのようなボランティアをやっているかの情報があると自分のボランティア活動の参考にできる。
6	個人ボランティア	支援を必要とする人の情報が得にくいに○をされているが、具体的に困ったことがあるか。また、得ることができればどのような支援をしたいか。	支援を必要とする人の情報が得にくい。今はコロナ禍のため、所属するボランティア団体の活動ができていないが、隣近所で困っている人がいたら助けたいとは思っているが、そうした方の情報が全く得られない。先日も、ワクチン接種の予約をした時に予約していない高齢者が断られていたのを見て、そういった方の予約のお手伝いをできればと感じた。



7	社協支部	見守りや声かけならできるとしているが、どの程度の見守り、声かけならできるか。 (意見があった2つの支部へヒアリング)	(支部1の意見) 日常生活を送るうえで心配な方や、困っている方がいたら、顔見知りにあたったら声をかける程度なら、個々でも取り組むことが可能と考える。訪問するなどの見守りは難しい、定期的に支部活動を行うことで安否確認にもなっている。また、顔見知りが増えることで、見守りの目が増えていると考える。
8			(支部2の意見) 日常生活を送るうえで心配な方や、困っている方がいたら、見守りや声かけならできると考えている、しかし、現在はコロナ禍のため、集いの場が取れていない。支部としては、民生委員がやるような訪問は想定しておらず、参加者を町会会館で集めるような方法で見守りをしたいと考えている。
9	社協支部	ボランティアの連携の中でこども食堂*を挙げているが、町会でこども食堂を行うことができるのか。	町会で、こどもに限らない、こども食堂のようなものをやりたいと考えているが、地域性もあり、町会の中でも様々な意見があるため、実現が難しいと考えている。

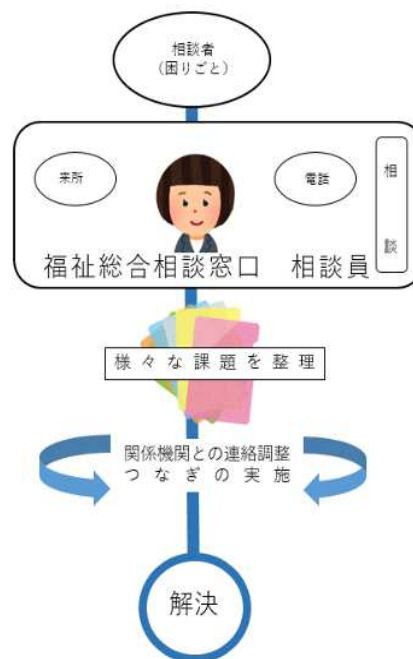
コラム (福祉のコンシェルジュ ～ 福祉総合相談窓口～)

市では、どこに相談してよいか分からない福祉の困りごとについて、専門のスタッフが相談を受け、相談内容に応じたサポートや、適切な関係機関へつなぐ福祉総合相談窓口を運営しています。

窓口は市役所 1 階の生活支援課内※にあり、相談は無料です。

福祉に関する困りごとがあるときは、一人で悩まずお気軽にご相談ください。相談者と一緒に考え、適切な関係機関におつなぎします。

※令和 5 年 3 月現在



2-4 地域福祉を取り巻く戸田市の現状

前述の人口・世帯の状況及び各種アンケート等により、戸田市の地域福祉の主な課題について、次のとおり分析しました。

(1) 地域福祉活動の担い手の確保

社協支部アンケートでは、支部活動を実施する際の課題として、参加者の高齢化が課題としてあげられました。また、ボランティア団体アンケートでは、活動を行う上で困っていることに、メンバー不足がありました。福祉教育、イベント等で積極的に福祉に対する市民意識の向上を図ることや、ボランティア講座の充実を図ることで、地域福祉活動の担い手の確保に努める必要があります。

(2) だれもが安心できる環境の充実

地域や生活の困りごとについて、耳にするのはどのようなことがあるか、という設問に対し、「高齢・介護」「健康・医療」と並び「防災・防犯・交通安全」が挙げられています。また一方、お住いの地域で、日常生活を送るうえで心配な方や、困っている方がいたら、できることは何か、社協支部、ボランティア、福祉関係団体ともに見守りや声かけを一番にあげていました。

最も身近な地域福祉活動である見守りや声掛けを通じて、地域ぐるみの防犯、防災力の強化を推進することができるよう支援を行うとともに、年齢や障がいの有無に関わらず、だれもが安心して過ごすことができる仕組みづくりを進めていく必要があります。

(3) 健やかに過ごすための仕組みづくり

福祉関係団体に対して行ったアンケートで、「最近、地域で気になる課題がありますか」という自由記述の設問に対し、コロナ禍での閉じこもり等の要因により生じている様々な問題について、多数の意見がありました。また、ボランティアからもコロナ禍のため、活動が制限されているとの意見がありました。今後は、コロナ禍で先の見えない不安の中での生活を余儀なくされた方のこころと体のケアを意識し、健やかに過ごすための仕組みづくりを進めていく必要があります。

(4) 相談支援体制の充実

一つの相談支援機関だけでは解決できない人や、制度の狭間にある人を支援につなげるためにはどのような仕組み作りが必要かという設問に対して、「支援を必要としている人の早期把握」や、「相談支援機関と地域住民、地域の関係者との連携」や、「どのような相談もまるごと受け止める体制の整備」との回答が多くありました。福祉の困りごとを抱えている市民に対し、どのような相談も受け止め、市の関係部署や関係機関につなぐ福祉総合相談窓口の運営や、相談窓口へ足を運ぶことが困難な市民に対しては、地域の身近な相談員であるコミュニティソーシャルワーカーのアウトリーチ*支援を通じ、相談支援体制の充実を図る必要があります。



2-5 地域福祉計画における圏域の考え方

厚生労働省が定める「地域福祉計画策定ガイドライン」では、地域福祉を推進していくうえでの「住民に身近な圏域」を設定し、関連する福祉施策との調整を図ることとされています。

「住民に身近な圏域」とは、地域福祉の視点では、見守りや声掛けなど、気軽に集まって話をしたり、身近な地域の課題を共有する日常的な生活の範囲の「小地域」と考えられます。

また、介護保険法では、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域」として「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して」日常生活圏域を定めるものとされています。

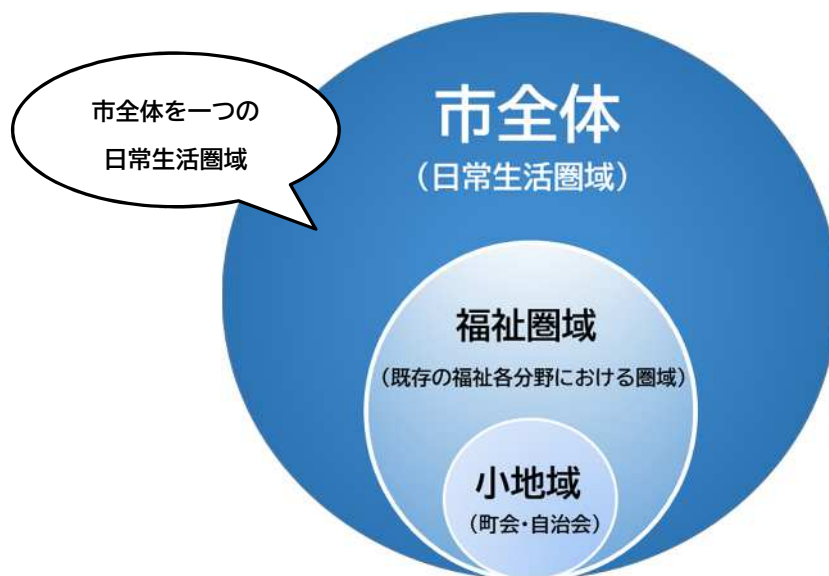
本市の市街化区域面積は、約 13.37 km²と比較的コンパクトであり、その 8 割以上が市内の 3 駅から 2 キロ圏内となっています。

介護保険法の規定に基づく戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、このコンパクトな都市構造を生かし、市内4か所の地域包括支援センターを中心とし、市全体を一つの日常生活圏域として設定しています。

地域福祉の推進においても、地区ごとの実情に合わせた取り組みを行いつつ、各福祉分野の拠点を中心とした有機的なネットワークを構築することで市全体で一体的な取り組みを行うべきであると考えられます。

本計画では、社会福祉協議会の支部活動単位である町会・自治会を最も身近な圏域とし、既存の福祉各分野における圏域設定と整合性を図りつつ、市全体を一つの日常生活圏域として設定しております。

《圏域のイメージ図》



第3章 基本理念・基本施策

3-1 基本理念

戸田市では、第1期戸田市地域福祉計画より「やわらかに響きあう～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする^{まち}戸田～」を基本理念とし、地域福祉の推進に取り組んできました。

「やわらかに響きあう」は、市民一人ひとりが地域住民として自覚と責任を持ち、自立しながら、お互いのプライバシーや尊厳を守り（認めあい）、交流し（話しあい）、支え合い、安心できる（ホッとする）福祉コミュニティの将来像を表すとともに、市、市民、事業者が対等な立場（認めあい）、で情報や意見を交換し（話しあい）、福祉サービスの充実した（ホッとする）戸田市の将来像を目指すものでもあります。

また、戸田市社会福祉協議会では、戸田市社会福祉協議会第1期運営強化計画より「となりどうしのささえあいで、だれもが安心して、いきいき暮らせるまち」を基本理念とし、地域における様々な諸問題の解決を、住民主体による隣近所での支えあい活動で推進していくことを目指してきました。

地域で安心して生活していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現する必要があります。

そこで、本計画では、前期計画までの「やわらかに響きあう～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする～」という市の理念を受け継ぎ、住民、ボランティア、事業者、行政など様々な主体が互いに認め合い、話し合い、連携し、だれもが安心して地域で暮らし続けられる地域社会づくりを目指していくことといたします。

《基本理念》

やわらかに響きあう
—認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする^{まち}戸田—



3-2 基本施策

基本理念「やわらかに響きあう～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田～」の実現に向けて、次の3つの基本施策に取り組みます。

この施策は第4期地域福祉計画の成果を生かしつつ、戸田市と戸田市社会福祉協議会で、新たな課題解決に向けた取り組みを示すものとなります。

基本施策1 地域で支えあう戸田づくり

第4期戸田市地域福祉計画より引き続き、活動を担う市民の育成、身近な地域活動の促進により、地域で支えあうまちづくりを目指します。

地域福祉推進への市民の主体的参加を促進するとともに、地域福祉を推進する人材を育成します。また、身近な地域での活動が定着するように、地域の拠点整備や、地域住民、ボランティア団体等の活動支援を行います。

基本施策2 だれもが安心できる戸田づくり

年齢、性別、障がい等の属性に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすことができるまちづくりをめざします。

高齢者、障がい者をはじめ、誰もが日常生活で不自由がなく生活できる地域にするため、災害時に助け合うための仕組みや、バリアフリー*のまちづくりを進めていくとともに、子どもや高齢者等、支援が必要な方の権利を守るための取り組みを行います。

基本施策3 福祉サービスの充実した戸田づくり

福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを必要としている人が必要なサービスを利用することができる仕組みづくりに取り組みます。

様々な要因で生活に困窮している方が、安定した暮らしを送るための支援を行います。

複合化する福祉ニーズに対応するため、支援を必要としている人が必要な制度を利用することができる体制づくりの構築に努めていきます。また、様々な要因で複雑化、複合化した課題を抱える人を受け止め、支援に取り組んでいくための相談窓口の充実を図ります。



3-3 基本施策の展開図

設定した基本理念、基本施策を踏まえて、次の通り施策を展開し、方向性を決めました。

基本理念を実現するための3つの基本施策と9つの展開

基本理念	基本施策		施策の展開	
やわらかに響きあう、認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田 <small>まち</small>	1	地域で支えあう 声 <small>こゑ</small> づくり	1	地域福祉活動の担い手の確保
			2	顔の見える関係づくりの支援
			3	地域福祉活動の支援
	2	だれもが安心できる 声 <small>こゑ</small> づくり	1	だれもが安心できる環境の充実
			2	権利擁護の推進
			3	情報の共有と発信の充実
	3	福祉サービスの充実した 声 <small>こゑ</small> づくり	1	安定した暮らしのための支援
			2	健やかに過ごすための仕組みづくり
			3	相談支援体制の充実



第4章 施策の展開

第4章では、設定した基本施策について、その目指す姿と方向性について定義します。また、厚生労働省が定める「地域福祉計画策定ガイドライン」により計画に盛り込まなければならないと定められた事項については、既の実施中の施策を記載し、更なる推進を図ります。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今まで取り組んできた対面での人と人との交流が制限され、その一方で急激にデジタル化が進むなど、生活様式に大きな変化が起きました。地域福祉においても、対面での集会を行うことができず、地域活動を自粛せざるを得ないなど多大な影響を与えています。そのため各施策における指標・目標については、新型コロナウイルス影響下の数値からコロナ後を見据えた目標数値としております。

コラム (地域の身近な相談員 ～コミュニティソーシャルワーカー～)



4-1 基本施策1 地域で支えあう戸田づくり

1 地域福祉活動の担い手の確保

実現したい地域の姿

誰もが地域に関心を持ち、周りに住んでいる人を気にかけることでコミュニケーションが生まれ、助け合いができるまち

取組方針

地域福祉活動の担い手を確保するため、セミナーや勉強会を通じ、地域福祉に係る人材を育成します。また、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助を担う民生委員・児童委員への支援を行います。

市の取り組み

【地域を元気にする学びの推進】 担当：生涯学習課・関係各課

公民館や戸田市民大学などで、地域の課題解決につながる講座や取り組みを拡充し、地域の生涯学習コミュニティの活性化を図ります。また、地域課題の解決に向けて、地域活動に参画するきっかけづくりと活躍する人材の養成を推進します。

【生活支援の担い手養成】 担当：健康長寿課・障害福祉課

生活支援の担い手となる人材の確保を行うとともに、生活支援や地域活動に結びつくように生活支援サポーター養成講座を実施します。また、児童・生徒に向けたボランティア体験や福祉体験を通じて、地域福祉活動への参加を促します。

【民生委員・児童委員の活動支援】 担当：福祉保健センター

全員協議会や研修会を通じ、地域の身近な相談窓口であり、関係機関とのつなぎ役である民生委員・児童委員の知識の向上と、関連課との連絡・調整など活動のサポートを行います。

主要指標・目標

指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
生涯学習活動を行っている市民の割合※	40.5%	40.5%以上	受講割合は減少傾向にあり、現状以上を目標値とする

※生涯学習に関する市民意識調査より



市民 のできること

【民生委員・児童委員の活動を知る】

民生委員・児童委員の顔を知り、どんな活動を行っているのかを知ります。



【地域の活動に参加する】

気になる活動に積極的に参加し、地域の人の特技を知り、新たな活動のきっかけを作ります。また、自分の子どもや地域の子どもが、地域に関わりを持つことを応援します。

社会福祉協議会 の取り組み

【福祉に対する市民意識の向上】

多様な福祉教育のメニューを提案できるよう、手引きを作成し、市内の学校や企業、関係団体等と連携を図り、福祉教育を推進します。

また、福祉学習ボランティア養成講座終了者によるボランティア団体が主体となり学校等での福祉学習を実施します。併せて、福祉や健康づくり活動の啓発、推進を目的として、市民が多く集まるイベント等で、積極的に本会の役割や事業について発信し、市民意識の向上を図ります。

【ボランティア講座の充実】

ボランティアの入門講座となるボランティアセミナーや、あらゆる地域福祉活動の担い手確保のため、ボランティア育成講座（生活支援サポーター養成講座、福祉学習ボランティア養成講座等）を実施します。

その他にも、小学生親子ボランティア学習講座や彩の国ボランティア体験プログラム等を通じて、地域福祉活動への参加の機運の醸成を図ります。さらに、受講後の活動継続のための支援を充実します。

主要指標・目標

指標	現状	目標
	令和3年度	令和9年度
ボランティア講座受講後に活動につながった人数／ボランティア講座受講者数	15人／34人	30人／40人



2 顔の見える関係づくりの支援

実現したい地域の姿

歩いて行ける範囲に、住民同士が交流し、一緒に活動したり、困った時にはふらっと立ち寄り相談できる場所があるまち

取組方針

新型コロナウイルス感染症の影響による孤独や孤立の問題が懸念される中、地域コミュニティづくりを支援し、孤立を防ぐための居場所づくりを行うとともに、活動拠点の提供や社協支部の活動を通じて、身近な地域での福祉活動を支援します。

市

の取組み

【地域コミュニティづくりの支援】 担当：協働推進課

地域が持つ特性を活かすとともに、地域課題の解決につながる町会・自治会等地域のコミュニティづくりを支援します。また、多文化共生を推進するため、TIFA（戸田市国際交流協会）と連携し、日本人住民と外国人住民のさらなる交流を促します。

【居場所づくりの支援】 担当：こども家庭支援室・健康長寿課・福祉総務課・関係各課

居場所づくりに係るセミナー等を開催し、市内における居場所づくり活動の担い手の発掘や市内における居場所づくり活動の機運醸成を図ります。

【地域活動拠点の提供】 担当：福祉総務課・協働推進課・関係各課

市民や団体の活動拠点となる公共施設の貸出利便性を向上させるとともに、地域の交流の場づくりを推進します。

【ICT*を活用した地域交流活動の支援】

担当：デジタル戦略室・協働推進課・福祉総務課・生涯学習課・関係各課

福祉センター・公民館や町会会館等、地域の交流拠点となる施設にWi-Fiを設置し、コロナ禍を踏まえたICTの活用による交流機会の創出に努めます。また、デジタル機器の利用に不安のある方を対象に、IT相談やスマートフォンの基本的な使い方の講習会を開催し、すべての人がITを活用したコミュニケーション手段を利用できるよう支援します。

主要指標・目標			
指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
地域福祉の支援の満足度*	23%	27%	平成26年度から令和3年度までの増加率の平均を加算する

*市民意識調査「戸田市の取組への満足度」より



市民 のできること

【地域活動に参加する】

近所の人と積極的に挨拶をします。また、支部活動等の地域活動や、町会・自治会や地域の活動団体に積極的に参加します。



社会福祉協議会 の取り組み

【支部活動活性化事業の実施】

住民同士が互いに支え合えるよう、市民の生活圏域における、地域住民の参加と助け合いに基づく支部活動（居場所となる交流活動、高齢者等の見守り活動等）を支援します。また、まごころこども塾*事業等により、こどもが地域に参加できるよう働きかけます。

【こども等の居場所づくりへの支援】

こども等の居場所づくりに興味のある方に対して、助成金の周知やコミュニティソーシャルワーカーによる立ち上げの相談等の支援を行います。また、居場所づくりを行っている団体の交流を図り、地域でのこどもの支援のためのネットワークを作ります。

【サロン活動の充実】

サロン活動のメニューを調査、検討し、ボランティア団体、支部等に提案し、活動に取り組めるよう支援します。

主要指標・目標			
指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
こどもの居場所	2ヶ所	25ヶ所 (各地区5ヶ所)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度はコロナ禍により、多くの支部で活動が休止となった ・コロナ禍前の令和元年度の実績は19ヶ所(まごころこども塾 10ヶ所、子育てサロン 9ヶ所)である



3 地域福祉活動の支援

実現したい地域の姿

地域福祉活動に参加する個人や団体が、安定して継続した取り組みを行うことができる仕組みがあるまち

取組方針

住民の地域福祉活動に対する支援や団体同士の連携を推進し、アフターコロナを意識したボランティア団体の支援や団体間のネットワークづくりを行います。また、公私協働の実現のため、社会福祉法人の地域における連携を支援します

市 の取り組み

【ボランティア活動の推進】 担当：協働推進課

ボランティア活動を推進するため、ボランティア・市民活動支援センター（TOMATO）において、市民活動に参加するための情報及び機会を提供するとともに、団体同士のネットワークづくりを支援します。

【市民活動団体への支援】 担当：協働推進課

公募提案型協働事業*の考え方を踏まえた共創のまちづくり補助金制度*による提案募集を行い、市民活動の活発化及び協働を進める体制の充実を図ります。

【高齢者の活動機会の拡充】 担当：健康長寿課

地域の清掃活動や児童の見守り活動等を行っているシルバー人材センター*の運営や老人クラブ連合会の活動を支援します。

主要指標・目標

指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
ボランティア・市民活動支援センターに登録された活動団体数	171 団体	171 団体以上	減少傾向であるが、当初値以上の数値を目指す



市民 のできること

【地域福祉活動に参加する】

社会福祉協議会の活動を知ります。また、地域のイベントやボランティア活動に参加してみます。



【団体同士で交流する】

それぞれの組織のリーダー同士でつながり、組織交流の輪を広げます。

社会福祉協議会 の取り組み

【地域福祉財源の確保】

共同募金、寄付、社協会費等について地域住民、企業、社会福祉法人等への理解を深めます。

【地域支え合いのための活動支援】

市民相互の助け合い活動や交流活動等の活性化を図り、地域福祉の充実のため、市民の活動を支援します。

【ボランティア活動の支援】

ボランティア連絡会等のボランティア団体の交流支援、情報提供、ボランティアセンターへの登録、保険加入、各種助成金の紹介等を行いボランティア活動の支援をします。

【社会福祉法人や他機関との連携による支援】

複雑化、複合化した生活課題に包括的に対応するため、社会福祉協議会が中心となり、社会福祉法人や他機関と連携を図ります。その中で、合同研修の実施や公益的な事業の創出に取り組みます。

主要指標・目標		
指標	現状	目標
	令和3年度	令和9年度
市内社会福祉法人による連絡会に参加する法人の数	—	5団体



4-2 基本施策 2 だれもが安心してできる^{まち}戸田づくり

1 だれもが安心してできる環境の充実

実現したい地域の姿

住民同士があいさつや声かけを笑顔で交わせるようになることで、お互い顔見知りになり、見守りや災害、緊急時の対応がスムーズにできるまち

取組方針

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して過ごすことができる戸田を目指して、バリアフリー化の促進や移動手段の確保、配慮が必要な人へ住まいの確保するための支援を行います。また、災害が起こった時に備えて、防災意識の醸成を図るとともに、日常的な見守りを通じて、地域の助け合いの仕組みを作ります。

市 の取組み

【地域の防災力の強化】 担当：危機管理防災課・福祉総務課・障害福祉課、健康長寿課、福祉保健センター

一人で避難することが困難な高齢者や障がい者などの被害軽減を目的とした「戸田市避難行動要支援者避難支援制度」を周知し、対象者への登録を促すことで、災害への備えと意識の醸成を図ります。

【バリアフリー化の促進】 担当：まちづくり推進課・関係各課

高齢者や障がい者をはじめ、全ての市民が利用しやすい公共施設を目指し、改修の機会をとらえ、利用しやすいエレベーターやオストメイト対応・着替え台付きトイレの設置など、配慮事項を踏まえたバリアフリー化を促進するとともに、職員による人的対応や利用者支援により、安心して利用できる施設といたします。

【住まい確保の支援】

担当：生活支援課・健康長寿課・障害福祉課・福祉総務課・こども家庭支援室・まちづくり推進課

各窓口において、住まいを含めた相談全般を受け止めるとともに、住宅の取り壊し等により住み替えが必要となった高齢者やひとり親の世帯に対し、家賃の助成や公営住宅等の情報提供等の支援を行います。

主要指標・目標			
指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
災害などへの備えをしている市民の割合※	93.9%	93.9%以上	前回調査時が高水準であったことから、前回の値を維持する

※市民意識調査「家庭での災害対策」より



市民 のできること

【災害に備える】

日頃から災害に関する情報収集を行い、地域の防災訓練に積極的に参加します。また、町会・自治会、地域の活動団体の活動に参加することで、日頃から地域とのつながりを作ります。



社会福祉協議会 の取り組み

【見守り活動の充実】

高齢者や障がい者、子どもたちが地域社会で安心して暮らしていけるよう、支部等が行う見守り活動に対して、相談対応、情報提供等を行います。また、地域における多彩な見守り活動が展開できるよう支援します。

【災害ボランティアセンター設置訓練の実施】

災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行い、災害時のボランティア活動に備えます。また、市民の防災意識の啓発に努めます。

【外国人への支援】

外国人の暮らしでの困り事や特有の課題を把握するため、国際交流協会等の関係機関と連携し、地域での外国人との共生を支援します。

主要指標・目標		
指標	現状	目標
	令和3年度	令和9年度
見守り活動の実施団体数	9 団体	15 団体



2 権利擁護の推進

実現したい地域の姿

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人の尊厳が守られ、必要な支援を受けることで安心して暮らすことができるまち

取組方針

高齢者、子ども等の生活するにあたって支援を必要とする人の権利を守るため、虐待事案についての対応や成年後見制度の活用など、権利擁護のための取り組みを進めます。

市 の取組み

【成年後見制度の利用支援】 担当：健康長寿課・障害福祉課

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方々の生活と財産を保護する成年後見制度について周知啓発するとともに、関係機関と連携して制度の利用を支援します。

【虐待防止策の充実】

担当：健康長寿課、障害福祉課、福祉保健センター、子ども家庭支援室、くらし安心課、関係各課

あらゆる人に対する虐待の防止に向けて、関係機関や地域とのネットワークを構築し、連携することで早期発見に努めます。

【差別の解消】 担当：障害福祉課・行政管理課・関係各課

障害者差別解消法*の更なる普及啓発と適切な運用を実施するとともに、サービス利用者の権利擁護の充実に図ります。

【更生保護サポートセンター*の運営】 担当：福祉保健センター

地域で更生保護活動を行うための拠点「更生保護サポートセンター」を運営し、市民からの犯罪・非行相談への対応に力を入れるとともに、地域の関係機関と連携し、非行等の防止に向けた地域支援ネットワークの構築・強化を行います。また、保護司会の運営をサポートし、研修会の開催により、保護司*の知識の向上と更生者の再犯防止を目指します。

主要指標・目標			
指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
障がい者(児)への理解促進を深めた人数*	1,200人	5,200人 (累計)	年当たり1,000人程度増とした令和5年度から9年度にかけての実績値の合計

*障がい者(児)への理解促進に関する参加型講座の受講者数



市民 のできること

【見守りを行う】

あいさつや声掛けなど、身近な見守り活動に取り組みます。



【虐待について関心を持つ】

どのようなことが人権侵害にあたるのかを学びます。また、虐待などに気が付いたときは相談窓口に相談します。

社会福祉協議会 の取り組み

【成年後見制度の利用促進】

元気な時から将来の暮らし方について考える場や機会の提供を行います。また、必要とする人が制度を活用できるよう、成年後見制度の周知、啓発を行います。

【福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の充実】

判断能力が不十分な高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や日常の暮らしに必要な預金の出し入れの援助を行います。

【法人後見の周知・積極的な受任】

社会福祉協議会が行う法人後見について周知します。また、適切な後見人等を得られない判断能力が十分でない方の権利擁護を図るため、本会が成年後見人等に就任し、後見業務を行います。

主要指標・目標

指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
成年後見制度に関する理解を深めた人数	—	400人 (累計)	令和5年度から9年度にかけての実績値の合計



3 情報の共有と発信の充実

実現したい地域の姿

困りごとを解決するための情報が、速やかに、分かりやすく提供され、住民が福祉の相談窓口や地域の資源を知っているまち

取組方針

困りごとを抱えた人が必要な情報を受け取ることができるように、広報や制度の周知で必要な情報を発信します。

市 の取組み

【コミュニケーション環境の整備】 担当：障害福祉課

視覚・聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを確保するため、手話通訳の養成や手話通訳派遣事業の充実を図ります。また、点字図書や広報動画などの充実、コミュニケーション機器*の給付・貸与を行います。

【福祉に関する情報の発信】 担当：関係各課

必要な人に必要な情報が提供できるよう、広報、パンフレットや SNS 等で多様な媒体・機会を活用して関連する情報を提供します。また、日本語の文字や言葉が十分に分からない外国人に向けて、ハザードブックや申請書類の多言語化（やさしい日本語を含む）を進めるとともに、多様なメディアによる情報提供の充実を図っていきます。

【福祉に関する情報の共有化】 担当：関係各課

地域における町会・自治会、民生委員・児童委員協議会などの多職種協働によるネットワークにより、的確な状況把握を行うことで、適切な情報提供や、消費者被害の防止、必要な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、多様な支援を行います。

主要指標・目標			
指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
行政情報の提供に満足している市民の割合※	29.8%	36%以上	平成 26 年度から令和 3 年度までの増加率の平均を加算した

※市民意識調査「戸田市の取組への満足度」より



市民 のできること

【福祉に関する情報を収集する】

広報やホームページなどを利用して、地域の相談窓口や各種サービスなど、福祉についての情報を取り入れます。



【福祉に関する情報を交換する】

日頃から周囲の人と交流し、福祉に関する情報を交換します。また、必要とする人を見つけたら、相談できる窓口などの情報を伝えます。

社会福祉協議会 の取り組み

【分かりやすい福祉情報の提供】

福祉情報の提供方法を研究し、受け手の状況に応じた、誰もが理解できる周知を行っていきます。また、ICTを有効に活用し、情報の共有・発信を行います。

【福祉マップ*の充実】

現行の福祉マップ(地域資源マップ)を定期的に更新し、地域の状況に応じた最新情報の提供に努めます。また、紙面構成についても、市民の意見も取り入れ、充実します。

主要指標・目標		
指標	現状	目標
	令和3年度	令和9年度
戸田市社会福祉協議会Twitterのフォロワー数	—	1,000人



1 安定した暮らしのための支援

実現したい地域の姿

生活に困窮した人が安定した生活を送ることができるまち

取組方針

失業や長期に渡るひきこもり等、様々な要因で、生活に困窮している人が安定した生活を送ることができるための支援を行います。

市 の取組み

【生活困窮者・世帯の自立支援】 担当：生活支援課

自立相談支援事業において、相談窓口で生活困窮者の相談を受け、①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握 ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定 ③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施します。

【生活保護世帯への支援】 担当：生活支援課

就労可能な生活保護受給者に対し、求職活動の支援を行うことにより、生活保護からの自立を促します。就労が困難な場合は、地域社会において安定した日常生活や社会生活が送れるよう支援します。

【生活困窮者等の学習支援】 担当：生活支援課・こども家庭支援室

ひとり親家庭や生活困窮世帯の児童・生徒への学習機会の充実や、自立に向けた学習支援を実施します。

主要指標・目標			
指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
生活保護受給者の就労支援事業参加者数	146人	146人以上	高齢化に伴い就労不可能者が増加する中、当初値以上を目指す



市民 のできること

【困ったときお互いに相談できる関係を作る】

あいさつや声掛けをすることで、お互いに困ったときに相談できる関係を作ります。



【生活自立相談センターに相談する】

生活やお金のことで悩んだら、ひとりで悩まずに生活自立相談センターに相談します。

社会福祉協議会 の取り組み

【生活福祉資金*貸付事業】

低所得世帯や高齢者・障がい者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に資金の貸付を行います。利用が必要となる世帯へ情報が届くよう周知を行います。

【生活困窮者世帯への支援】

歳末たすけあい募金運動による配分金等を活用し、民生委員・児童委員と連携し、社会情勢に対応した、生活困窮世帯等への支援を行います。

主要指標・目標		
指標	現状	目標
	令和3年度	令和9年度
民生委員と連携し、情報交換の場を設ける	—	4回



2 健やかに過ごすための仕組みづくり

実現したい地域の姿

誰もが健康でいきいきと暮らしていくための取り組みや、介護サービスの充実で身近な地域で健やかに過ごすことができるまち

取組方針

身体と心の健康を維持するために、健康意識の向上を働きかけるとともに、地域づくりを推進することで、不安や悩みをひとりで抱え込むことがない環境をつくります。

市 の取り組み

【こころの健康づくりの推進】 担当：福祉保健センター

関係機関と連携を図り、こころの健康づくり、自殺やひきこもりの問題について知識の普及を行うとともに、こころの相談窓口の周知と相談支援の充実を図ります。

【介護予防の促進】 担当：健康長寿課

介護が必要となる前の段階から予防を行うことにより、高齢者の健康と暮らしの質の向上を目指す「TODA元気体操」の運営の支援を行います。また、「TODA元気体操」を主体となって運営する介護予防リーダーを養成し、住民主体の新たな通いの場の立ち上げ支援を行います。

【健康意識の向上】 担当：福祉保健センター

住み慣れた地域で生活できるよう、健康意識を高め、生活習慣病の予防について啓発するとともに、生活習慣の改善が必要な人に対して、健康教室や個別保健指導を実施します。

主要指標・目標

指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
新規介護予防リーダーの養成人数	30人程度	150人程度(累計)	介護予防リーダー養成講座の令和5年度から9年度にかけての実績値の合計



市民 のできること

【地域包括支援センターを活用する】

保健、医療、福祉に関する身近な地域の相談窓口として、地域包括支援センターを活用します。



【健康意識の向上に努める】

生活習慣に気をつけ、かかりつけ医・かかりつけ薬剤師を持ち、介護が必要となる前の段階から予防に取り組めます。

社会福祉協議会 の取り組み

【コミュニティソーシャルワーカーによる地域づくりの支援】

コミュニティソーシャルワーカーが個別支援、地域支援を行う中で、その地域の福祉課題を地域住民と共に考え、支部、関係団体と連携し、地域での助け合い活動につながるよう、地域づくりをすすめます。

【アフターコロナ*に留意した地域支援】

新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅に閉じこもりがちな高齢者や経済的に困窮した人々の、こころと身体の健康の回復を意識し、支部活動等による地域支援を行います。支援の必要な方の把握や地域活動への参加を促すきっかけづくりなどに取り組めます。

主要指標・目標

指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
支部活動実施支部数	27支部	47支部	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度はコロナ禍により多くの支部が活動休止となった ・コロナ禍前の令和元年度の支部活動実施支部数は46支部である



3 相談支援体制の充実

実現したい地域の姿

行政と社会福祉協議会、福祉団体や個人が緊密に連携し、困っている人に対して切れ目のない寄り添った支援ができるまち

取組方針

福祉に関する相談窓口や地域の身近な相談員であるコミュニティソーシャルワーカーの充実を図り、様々な相談を受け止めることができる仕組みを作ります。

市 の取組み

【各種相談窓口の運営】

介護や障がい・生活困窮など、相談者からの悩みを専門的に受け止めることができる窓口を設置・運営します。また、どこに相談したらよいか分からない市民に対しては、福祉総合相談窓口で悩みを受け止め、課題をときほぐし、専門の窓口等、関係機関の適切な制度・サービスへつなぎます。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 福祉総合相談窓口の運営 | 担当:福祉総務課 |
| (2) 生活自立相談センターの運営 | 担当:生活支援課 |
| (3) 地域包括支援センターの運営 | 担当:健康長寿課 |
| (4) こころの健康相談窓口の運営 | 担当:福祉保健センター |
| (5) こども家庭相談センター*の運営 | 担当:こども家庭支援室 |
| (6) 障害者基幹相談支援センター*の運営 | 担当:障害福祉課 |
| (7) 外国人市民相談窓口*の運営 | 担当:協働推進課 |
| (8) 配偶者暴力相談支援センターの運営 | 担当:くらし安心課 |

【ケアラー・ヤングケアラーの支援】

担当:福祉総務課・生活支援課・障害福祉課・健康長寿課・福祉保健センター・こども家庭支援室・教育政策室・関係各課

ケアラーからの相談を受け止め、孤立することがない環境づくりに努めます。また、ケアラーとしての自覚がないため自ら声をあげられない可能性があるヤングケアラーについては、早期に適切な支援につなげるために、関係機関の連携を強化していきます。

主要指標・目標

指標	現状	目標	備考
	令和3年度	令和9年度	
福祉総合相談窓口の新規相談者数	120人	600人以上(累計)	令和3年度実績から推計した令和5年度から9年度にかけての実績値の合計



市民 のできること

【相談窓口相談する】

悩み事や困ったことがあったら、ひとりで悩まず、身近な人や相談窓口相談します。



【相談窓口案内する】

地域で困っている人や気になる人を見かけたら、話を聞いたり、相談窓口案内します。

社会福祉協議会 の取り組み

【複合的な課題を抱える方に対する支援】

制度の狭間にいる方や自ら SOS を発信出来ない困りごとを抱えた方を、コミュニティソーシャルワーカーが適切な支援につなぎます。

【民生委員との連携、協力】

地域で活躍する民生委員・児童委員との積極的な連携を図ります。それにより、身近な相談や世帯が抱える困りごと等を早期に把握し、相談者への継続的な支援を行い、解決に向け、適切な制度、関係機関につなぎます。

【相談支援の充実】

生活福祉資金の貸付、福祉サービス利用援助事業、法人後見事業、ボランティア相談等の相談事業を行い、より効果的に適切な支援につなげられるよう相談体制の充実を図ります。

主要指標		
指標	現状	目標
	令和3年度	令和9年度
コミュニティソーシャルワーカーが支援し複合的な課題が解決につながった数	9件	15件

*コミュニティソーシャルワーカーが、複合的な課題を抱える方を支援し、適切な支援につないだ、又は課題を解決した人数



第5章 計画の推進体制

5-1 計画の推進方法

地域福祉の推進に向けて、推進体制の整備を図り、市民、市、社協、民生委員・児童委員、市民活動団体などの役割分担を明確にしながら、パートナーシップによる地域福祉の推進を図ります。

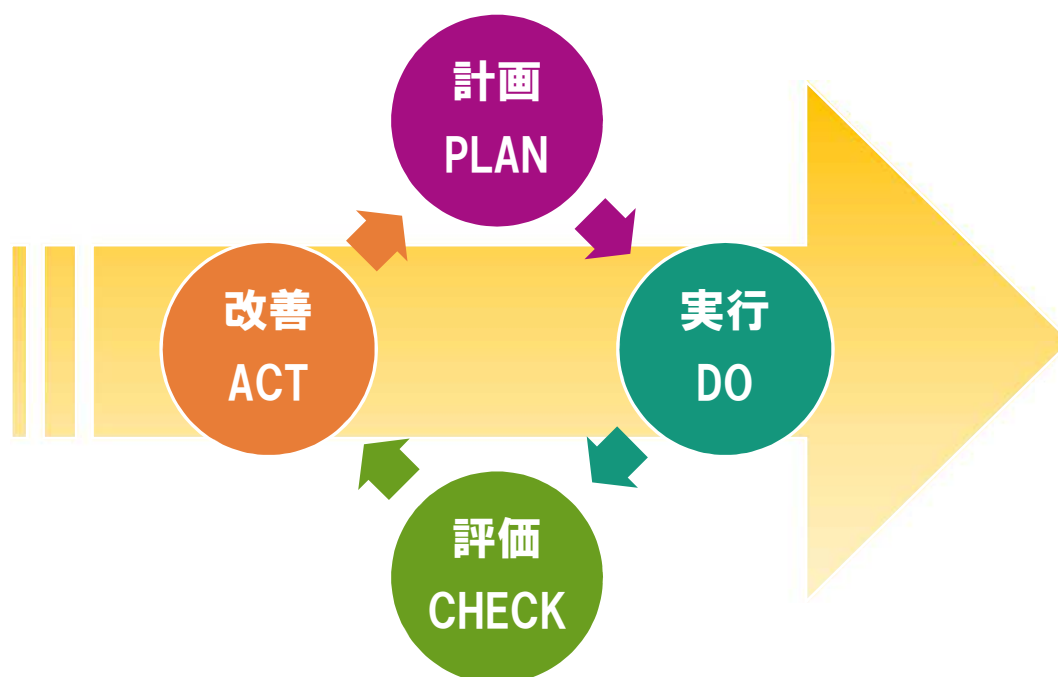
また、計画の推進のためには市民や地域の関係団体に広く計画を知ってもらう必要があることから、市や社会福祉協議会の広報誌やホームページ、SNSを通じて周知・啓発に努めます。

5-2 進捗管理・評価体制

地域福祉の推進に向けて市「戸田市福祉施策審議会」への報告並びに戸田市社会福祉協議会「理事会」の審議により計画の進捗状況を定期的にチェックし、成果を評価しながら計画の進捗管理を図ります。

計画の進捗管理にあたっては、関連計画の進捗状況や関係各課のアンケート等の結果、法改正といった変化に対応するためPDCAサイクルを活用し、計画の見直しや新たな事業の検討を継続的に実施します。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

資料Ⅰ 戸田市福祉施策審議会条例

平成15年3月31日

条例第6号

改正 平成17年3月30日条例第5号

令和2年12月24日条例第28号

令和3年3月31日条例第3号

(設置)

第1条 市の社会福祉に関する事項を審議するため、戸田市福祉施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福祉施策に関する事項を調査審議し、答申する。

(資料提出の要求等)

第3条 審議会は、前条の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対して、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 社会福祉について識見を有する者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。ただし、第2項第1号に掲げる者は、連続して2期を超えてはならない。

5 審議会に、特別の事項を扱うため必要があるときは、部会を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。



- 2 審議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議公開の原則)

第8条 審議会の会議は、公開するものとする。

- 2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由があるとき、又は審議会において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第28号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。



資料2 社会福祉法人戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定要領

(目的)

1 この要領は、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が策定する社会福祉法人戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画(以下、「地域福祉活動計画」という。)の策定機関・方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(策定の期限)

2 地域福祉活動計画を策定する期限は、令和5年3月31日とする。

(期間)

3 地域福祉活動計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5カ年とする。

(策定の考え方)

4 計画策定の考え方は、次のとおりとする。

「地域福祉活動計画」は、地域における幅広い民間による自主的な福祉活動の合意形成といった性格を持つものとして、社会資源の活用、協働、協調を踏まえた上での住民参加に基づく小地域福祉活動、またその推進方法、そのための財源確保などを明確にし、住民参加及び関係団体との連携・協力による地域福祉を推進するための具体的、実効性のある計画として策定する。

(策定機関)

5 計画の策定にあたり、会長の諮問に応じ、地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行うため、企画委員会を設置する。

(1) 企画委員会委員は、戸田市福祉施策審議会委員をもって充てることとし、本会会長が委嘱する。

(2) 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(3) 企画委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

(4) 委員長及び副委員長は、本会会長が指名する。

(5) 委員長は、企画委員会の会務を総理する。

(6) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(7) 企画委員会は、必要に応じ委員長が召集し、議長となる。

(8) 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を認めることができる。

(9) 委員会は、令和5年3月31日をもって解散する。

(他計画との関係)

6 戸田市地域福祉計画(第5期)との整合性

戸田市においては、令和5年度を初年度とした5年間にわたる「地域福祉計画(第5期)」の策定が行われる。



これは、地域福祉推進に関する総合的な計画であることから、本会と戸田市で地域住民及び関係団体の了解のもとに地域課題を整理し、課題解決に向けそれぞれの役割を明確化しつつ、地域課題・地域福祉推進の方向性の共有化を図るため、「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」を一つの計画として一体的に策定する。

(計画策定の担当部署)

7 計画の担当部署は地域福祉課地域福祉推進係とする。

(委任)

8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年11月26日より施行する。

2 この要領は、令和5年3月31日をもって廃止する。



資料3 戸田市福祉施策審議会委員名簿・戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画企画委員会委員名簿

No	氏名	選任区分		選出団体等
1	熊木 美佐子	1号委員	公募による市民	市民公募
2	物江 和江	1号委員	公募による市民	市民公募
3	河合 由美子	1号委員	公募による市民	市民公募
4	田嶋 英行	2号委員	社会福祉に識見を有する者	文京学院大学
5	染川 智行	2号委員	社会福祉に識見を有する者	戸田市薬剤師会
6	早船 正彦	2号委員	社会福祉に識見を有する者	蕨戸田歯科医師会
7	河野 本生	2号委員	社会福祉に識見を有する者	蕨戸田市医師会
8	磯部 恒子	2号委員	社会福祉に識見を有する者	戸田市民生委員・児童委員協議会
9	松山 由紀	3号委員	社会福祉事業に従事する者	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会
10	早川 和男	3号委員	社会福祉事業に従事する者	社会福祉法人戸田市社会福祉事業団
11	櫻井 聡	4号委員	市長が必要と認める者	市職員

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日、敬称略



資料 4 諮問書





資料 6 用語解説

あ行

ICT (アイシーティー)	「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略。様々な情報システムなどによる情報技術に通信技術を組み合わせた技術のこと。
アウトリーチ	自発的に援助を求めてこない住民に対するアプローチの方法で、相談機関から地域に積極的に出て住民と対面し、潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと。
アフターコロナ	新型コロナウイルス感染症が広がった後の社会のあり方のこと。
インフォーマル	家族をはじめ近隣や地域社会、NPO やボランティアなどが行う公的なサービス以外のもののこと。
SNS (エヌエヌエス)	「Social Networking Service」(ソーシャルネットワーキングサービス)の略。人と人の社会的なつながりを維持・促進する会員制のオンラインサービスのこと。
NPO (エヌピーオー)	「Non-Profit Organization」(民間非営利組織)の略。営利を目的とせず、様々な社会貢献活動を行う団体の総称のこと。

か行

外国人市民相談窓口	外国人の日常生活全般に係る適切な情報の提供、案内、相談等を多言語で行う窓口のこと。
共創のまちづくり補助金制度	市民活動団体が実施する事業に対し、団体の自立支援及び市民活動の活発化並びに協働の推進を図ることを目的に交付される市の補助金のこと。
ケアラー	援助を必要とする親族など、身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する方のこと。18歳未満のケアラーをヤングケアラーといい、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものこと。
更生保護サポートセンター	保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供などを行う拠点窓口のこと。
公募提案型協働事業	市民活動団体からの事業提案に基づき、市と協働で実施する公益的事業のこと。
こども家庭相談センター	子育て家庭の悩みについて、相談、アドバイスを行いながら、適切な児童の養育と、養育に関連して発生する様々な児童問題の解決を図ることを目的として設置された専門機関のこと。
こども食堂	地域のボランティアが、こどもたちに対し、無料または安価で、栄養のある食事や温かな団らんの場を提供する取り組みのこと。



コミュニケーション機器	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち、点字ディスプレイや視覚障害者用拡大読書器、人口咽頭などの日常生活用具の情報・意思疎通支援用具のこと。
コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	「Community social worker (和製英語)」の略。支部活動活性化事業など地域での活動の中で、住民から寄せられる相談からニーズを把握し、関係機関等と連携しながら解決に導くなど、地域の人々や関係機関と協力しながら地域福祉活動を推進する役割を担う人のこと。
コロナ禍	新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす災難や社会的影響のこと。

さ行

災害ボランティアセンター	大規模な災害が発生した際に、被災者の困りごとに対し、ボランティアの協力を得て、被災者の生活の復旧・復興に向けた福祉救援活動を円滑に行うための組織のこと。
社会的孤立	本人の感情とは関係なく、家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態のこと。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁(法人の所在地等に応じ都道府県知事又は市長等)の認可を受けて設立される法人のこと。
小学生親子ボランティア学習講座	小学校の夏休み期間を利用し、小学校2～4年生親子を対象に、障害者の体験講座をとおして、障害者への理解を深め、思いやりの心を育むことを目的とした福祉学習講座のこと。  <p style="text-align: center;">ボッチャ体験</p>
重層的支援体制整備事業	高齢・障がい・子ども・生活困窮といった、分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した問題に対応するために、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に実施する事業のこと。実施を希望する自治体の手上げに基づく任意事業。
住宅確保給付金	コロナ禍で離職した人や、収入が減少した人へ、一定の要件を満たした場合に、市区町村ごとに定める家賃相当額を支給する制度のこと。
障害者基幹相談支援センター	障がいに係る地域の相談支援拠点として、総合的な相談業務を行う機関のこと。
障害者差別解消法	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいのある方に対する不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供について定められ



	ています。
シルバー人材センター	企業や家庭、公共団体などから高齢者に適した仕事を引き受け、会員に提供する都道府県知事認定の公益法人のこと。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
生活支援コーディネーター	地域において、高齢者の生活支援や介護予防サービスの提供体制に向け、地域と人をつなぐ役割を担う方のこと。
生活支援サポーター	高齢者のちょっとした困りごとをお手伝いするボランティアのこと。
生活自立相談センター	経済的な問題だけでなく、心の問題、家庭の問題、健康上の問題など様々な課題を抱えた方の無料相談窓口のこと。専門相談員が相談を受け、継続して支援を行い、自立をサポートします。
生活福祉資金	低所得者、高齢者、障がい者世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談・援助を行うことにより、経済的自立と安定した生活を送れるようにすることを目的とする貸付制度のこと。
精神保健福祉ボランティア	こころの病を持つ方と一緒に活動を通じて、住み慣れた地域で暮らせる社会づくりを目指している活動のこと。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方々の生活と財産を保護する制度のこと。本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する法定後見制度と、本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う任意後見制度があります。（→法人後見）

た行

地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。
地域包括支援センター	住み慣れた地域でその人らしい生活が続けられるように、介護や福祉、保健、医療など様々な面で支援を行う事業所のこと。
Twitter（ツイッター）	140文字以内の「ツイート」と呼ばれるメッセージ、画像等を投稿することで利用者がコミュニケーションを図る SNS のこと。



TODA 元気体操	地域の人とのつながりを通じて、いつまでも元気で自立した日常生活を送ることを目的に、重りを手首や足首につけ、簡単な運動を行い、筋肉・バランス能力を高める体操のこと。
戸田市避難行動要支援者避難支援制度	避難行動要支援者のうち、第三者の支援を必要とする方を台帳に登録し、その情報をあらかじめ地域や関係機関に提供して、災害発生時に避難行動の支援をお願いする制度のこと。(→避難行動要支援者)

な行

認知症ケア相談室	認知症に関する悩みに寄り添い、正しい地域や情報を提供する相談窓口のこと。
----------	--------------------------------------

は行

パブリック・コメント	市が政策などの立案をする際に、その案を広く公表し、市民や事業者などから提出された意見を考慮し、最終的な意思決定を行うとともにその意見に対する市の考え方を公表する手続きのこと。
バリアフリー	高齢者や障がい者などの行動を妨げている、物理的な障がいを取り除いた状態を指す用語。近年では、高齢者や障がい者などが社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含まれます。
避難行動要支援者	災害が発生した時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、特に支援を必要とする人のこと。(→戸田市避難行動要支援者避難支援制度)
福祉総合相談窓口	どこへ相談してよいか分からない福祉の困りごとについて、専門のスタッフが内容に応じて、市役所の窓口や市役所以外の関係機関の窓口へ、相談内容を引き継いでサポートを行う窓口のこと。
福祉マップ(地域資源マップ)	「わがことできづく(築く・気づく)人の和・地域の輪」をテーマに、地域で行われている介護予防の取り組みや、地域のつながり、居場所を載せたマップ。
包括的な支援体制	分野別、年齢別に縦割りだった支援を当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制のこと。専門職による多職種連携や地域住民との協働が必要となる。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護、支援を行うこと。(→成年後見制度)
保護司	保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える民間のボランティアのこと。



ボッチャ	ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目です。ジャックボール(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競います。
------	--

ま行

まごころこども塾	<p>こども達が地域の方々との交流を通して地域への関心を高め、思いやりの心を育むことを目的として、支部が支部活動の一環として、支部内の小学生に対して行う事業に対して、社会福祉協議会が支援を行う事業のこと。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>笹目6丁目支部</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>東町支部</p> </div> </div>
まちづくり出前講座	市民が主催する学習の場へ、市職員が講師として出向き、市政についての説明や、専門知識を生かした実習を行うことで市民の学習機会の拡充を図るとともに、まちづくりへの積極的な参加を促す講座のこと。
民生委員・児童委員	地域住民の生活状態の把握、暮らしに不安がある方に対する相談・助言・支援、社会福祉事業者または社会福祉活動者との連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを行う民間奉仕者のこと。

ら行

ラインワークス	無料で通話、メッセージ交換が出来る SNS「line(ライン)」のビジネスに特化したもの。
---------	---





第5期戸田市地域福祉計画

第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画

やわらかに響きあう ～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする^{まち}戸田～

発行年月：令和5年3月

発行元

戸田市 健康福祉部 福祉総務課

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話：048(441)1800(代表)

FAX: 048(441)1977

URL: <https://www.city.toda.saitama.jp/>

社会福祉法人 戸田市社会福祉協議会

〒335-0022 戸田市大字上戸田5番地の6

電話:048(442)0309(代表)

FAX:048(442)3996

URL: <https://www.todashakyo.or.jp/>